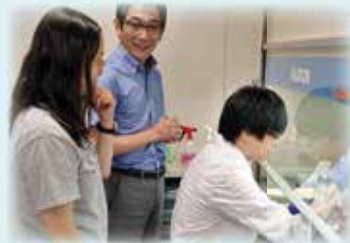


令和2（2020）年度
学生便覧



広島大学歯学部



広島大学

広島大学の理念

- 平和を希求する精神
- 新たなる知の創造
- 豊かな人間性を培う教育
- 地域社会・国際社会との共存
- 絶えざる自己変革

○ 広島大学歌

- 1 光あり
遠き山なみ輝きて
新たなる日はひらけたり
ああわれら
はてなき空にかたちなす
真をそきはめん望みなり
- 2 流あり
古き歴史は七筋に
わかれてとはに伝へたり
ああわれら
移らぬ時にかはらざる
善きをこそ努めん集ひなり
- 3 緑あり
つよき不死の樹広がりて
葉末は風にそよぎたり
ああわれら
明るき道に影しるす
美しきもの求めん願ひなり

歯学部理念と目標

1)理念

1. 高度な医療技術と学識、豊かな人間性を備えた歯科医療人の育成
2. 国際的に活躍できる歯科医学分野の教育者・研究者の養成
3. 地域医療と歯科医学分野への貢献

2)目標

1. 幅広い教養と豊かな人間性、協調性を備え、国際化・情報化に迅速かつ的確に対応できる能力を持った社会人を養成する。
2. 高度の医療技術と隣接医学を含む生命科学についての総合的知識を有する歯科医療人を養成する。
3. 将来、歯科医学の教育・研究分野において指導的立場に立ち、国際的にも活躍できる人材として大成するための必要な素養を培わせる。

《 学生便覧について 》

1. この「学生便覧」は、歯学部のと令和2年度入学生を対象としており、大学・学部の諸規則、教育課程、履修要領及び修学上の諸注意等を記載したものです。
2. 「I 教務・学生生活関係」では、学生生活における注意事項等が記載してあります。
3. 「II 教育課程」では、前半部に歯学部の教育課程の履修基準表（教養教育及び専門教育）等を掲載し、後半部に全学部に通じた教養教育に関する内容が記載してあります。
4. 「III 諸規則」では、学部生に必要な歯学部の規則等を記載してあります。
5. 卒業するまで、この『学生便覧』に従って履修等を行いますので、紛失しないよう大切に扱ってください。
6. この『学生便覧』と『もみじ（広島大学学生情報システム）』で閲覧できる各授業科目の授業内容等を記載した『講義概要（シラバス）』を活用して、遺漏なく各自の履修計画を立ててください。

☆ 注 意 事 項 ☆

大学から学生のみなさんへの伝達事項は、「もみじ」電子掲示板により行いますので、**1日1度は必ず「もみじ」電子掲示板を確認するよう心掛けてください。**ただし、以下のいずれかに該当する場合は、各学部の掲示板にも掲示されます。また、重要な事項につきましても同様に掲示します。「もみじ」及び掲示を確認しなかったために思いもかけない不利益を被る場合があるので、注意してください。

1. 履修登録期間の掲示
2. 新入生（4月入学）・編入生に対する掲示
3. 「もみじ」が正常に稼働しない場合の連絡

広島大学学期区分

前 期		区 分
期 間		
4月1日～4月7日		春季休業
4月8日～8月10日		授 業
8月11日～9月30日		夏季休業
後 期		
10月1日～12月25日		授 業
11月5日		創立記念日
12月26日～1月5日		冬季休業
1月6日～2月8日		授 業
2月9日～3月31日		学年末休業

授業時間

時 限	時 刻
1	8:45～9:30
2	9:30～10:15
3	10:30～11:15
4	11:15～12:00
5	12:50～13:35
6	13:35～14:20
7	14:35～15:20
8	15:20～16:05
9	16:20～17:05
10	17:05～17:50

目次

III 諸規則	
1 広島大学規則集	45
2 広島大学規則集 (英語版)	46
IV 教員・配置図	
1 歯学部授業担当教員	47
2 震地区建物配置図 (歯学部建物内配置図含む)	50
教養教育について	教養 I～
到達目標型教育プログラム「HiPROSPECTS (R)」について	ハイプロ I～

・広島大学の理念	・歯学部の理念と目標	・広島大学歌
・学生便覧について	・注意事項	
・広島大学学区区分	・授業時間	

I 教務・学生生活関係

1 諸手続等について	1
2 相談窓口及び緊急時の連絡先等について	3
3 学生生活注意事項	3
4 国家試験について	6

II 教育課程

1 教育科目履修基準について	
・広島大学歯学部細則	9
・教養教育科目履修基準表 (歯学部教育課程表 (別表第1))	14
・専門教育科目履修基準表 (歯学部教育課程表 (別表第2))	17
・広島大学歯学部歯学科における既修得単位等の認定の取扱い	24
・広島大学歯学部口腔健康科学科における既修得単位等の認定の取扱い	25
・広島大学歯学部歯学科教育課程の履修方法について	26
・広島大学歯学部口腔健康科学科教育課程の履修方法について	27
・外国の研修機関における語学研修の単位認定に関する内規	30
・広島大学歯学部細則に基づく追試験、再試験及び特別試験の取扱い	31
・学生の課外活動に関わる授業及び試験の取扱いについて	32
・学会等に学部学生が出席する場合の取扱いについて	33
・歯学部講義室等の使用について	34
・歯学部期末試験実施要項	36
・放送大学との単位互換について (申合せ)	37
・学部生の東千田キャンパス開設授業科目の受講について	38
・広島大学歯学部学位授与の判定基準及び卒業論文の評価基準	39
・広島大学歯学部共用試験歯学系 CBT に関する申合せ	40
・広島大学歯学部共用試験歯学系 OSCE に関する申合せ	41
・講座配属制のマッチング方法と学生発表会について	42
・成績評価に対する異議申立制度について	43

I 教務・学生生活関係

1 諸手続等について

(1) 諸願・届の手続きについて

① 休学願

病気その他の理由により3か月以上修学できない者で、休学する場合は、休学願を提出して学部長の許可を受けなければなりません。願い出に際しては、その日付をさかのぼり処理することはできませんので、授業料等の関係も考慮し、早めに願い出てください。1か月前には休学願を提出してください。

なお、病気の理由による場合は、必ず医師又は歯科医師の診断書を添付してください。

② 欠席届

病気その他のやむを得ない事由により、教養教育の授業を2週間以上(※)欠席する(した)場合は、「欠席届」に欠席理由を客観的に証明する書類(診断書等)を添えて、所属学部の学生支援担当に提出してください。提出された欠席届の内容に基づき、授業担当教員あて、欠席する(した)旨の通知が行われます。(必ずしも欠席に対する配慮が行われるものではありませんので注意してください。)

※「欠席届」は、もみじ 広島大学 学生情報の森 MOMIJI からダウンロードしてください。

※欠席期間が2週間未満の場合は、欠席届の提出は必要ありません。各自で授業担当教員に欠席する(した)旨を直接申し出てください。

③ 復学願

休学期間に休学の必要がなくなつて出席する場合は、復学願を提出して学部長の許可を受けてなければなりません。休学理由が解消されたことを示す証明書(病院の場合は医師の診断書)を添付してください。

④ 退学願

退学する場合は、退学願を提出して学長の許可を受けなければなりません。この場合、授業料その他支払うべき金額が完納されていないと退学は許可されません。

⑤ その他

改姓等が生じた場合は、届け出を提出してください。詳しくは、学生支援室に問合せてください。

(2) 各種証明書の交付について

卒業証明書、単位取得見込証明書、単位取得証明書を必要とする場合は、交付願により学生支援室に請求してください。

在学証明書、卒業見込証明書、学業成績証明書、学割証及び健康診断書(定期健康診断受診者のみ)については、証明書自動発行機(各学部)により取得してください。

(3) 身体に障害のある学生の履修について

身体に障害のある学生は、広島大学アクセシビリティセンターで履修の仕方について相談し

てください。

(4) 身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について

規則「身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について(申合せ)」を参照の上、学生支援室に相談してください。

2 相談窓口及び緊急時の連絡先等について

履修方法や学生生活において、不明なことがある場合は、チューター（指導教員）へ気軽に相談又は電話をしてください。

また、何らかの事件や事故にまきこまれた場合は、警察（110番）や救急車（119番）へ通報するとともに、必ず、チューター（指導教員）へ届け出てください。

連絡先：〒734-8553 広島市南区霞1丁目2-3

広島大学 霞地区運営支援部学生支援グループ（歯学部担当）

電話（082）257-5614 ※夜間、休日等の緊急時（082）257-5709

E-mail: kasumi-gaku-d@office.hiroshima-u.ac.jp

以下に、自分のチューターの氏名と連絡先を記入して、活用してください。

チューター（指導教員）氏名	連絡先
	(TEL)

3 学生生活注意事項

① 学生ロッカールームの使用について

学生ロッカールーム使用の際には、次の各項を守ってください。

- (1) ロッカー及び周辺について、常に清潔整頓に心がけてください。
- (2) 最後に帰る者は必ず火元に注意し、消灯してください。
- (3) 貴重品の管理は、十分に留意してください。

② アルバイトについて

アルバイトを行う場合、次の事項に留意してください。

- (1) 常に学生であることを意識し、学生らしくない行動は厳に謹んでください。
- (2) 深夜作業並びに危険をともなうアルバイトは避けてください。
- (3) アルバイトの時間は最小限度にとどめ、極力学習の時間をつくるようにしてください。

③ 諸手続について

- (1) 学生証を紛失したときは、学生証再交付願を学生支援室にて受け取り、必要事項を記入の上、提出してください。再交付は有料となります。
- (2) 学生情報登録シートは、第1、2学年始めに学生支援室（歯学部担当）に提出し、連絡先等変更があった場合は、その都度提出してください。
- (3) 毎年4～5月に定期健康診断を行います。定期健康診断を受けられない場合は、検査施行日までに学生支援室に届け出てその指示を受けてください。
- (4) 学部内施設を使用するために学部長の許可を受けるときは、学部内施設使用願を3日前までに学生支援室に提出してください。なお、学部内施設の管理又は警備の任にある係員が、必要に応

じ使用中の施設内に入入りすることがあります。

- (5) 学長への願い出、届け出については、広島大学学生生活に関する規則によることとします。
- (6) 霞キャンパスへの自動車通学は、原則として通学距離の遠近にかかわらず認められません。

④ 各クラス役員

自治会役員を除き、各クラスにて選出しなければならぬ役員は次のとおりです。

学生代表、副代表、試験委員、アルバム委員等

⑤ オフィスアワーについて

講師以上の教員は、在室する部屋のドアにオフィスアワーの時間を表示しており、基本的には在室しています。授業の内容などで聞きたいことがあれば、積極的に利用してください。

⑥ 父母等が死亡した場合の連絡について

大学在籍中に、父母、配偶者又は子が死亡した場合は、学部長名の弔電を発信するため次に掲げる場所に連絡してください。また、別表の届出を学生支援室（歯学部担当）へ提出してください。

- 1 月曜日～金曜日（8:30～17:15）
霞地区運営支援部学生支援グループ学生支援グループ電話（082）257-5614
- 2 月曜日～金曜日（17:15～8:30）
広島大学医学部管理室電話（082）257-5091
- 3 土曜日、日曜日及び祝日（12月29日～1月3日を含む）
広島大学医学部管理室電話（082）257-5091

○広島大学歯学部在籍する学生の父母、配偶者又は子が死亡した場合の届出（別表）

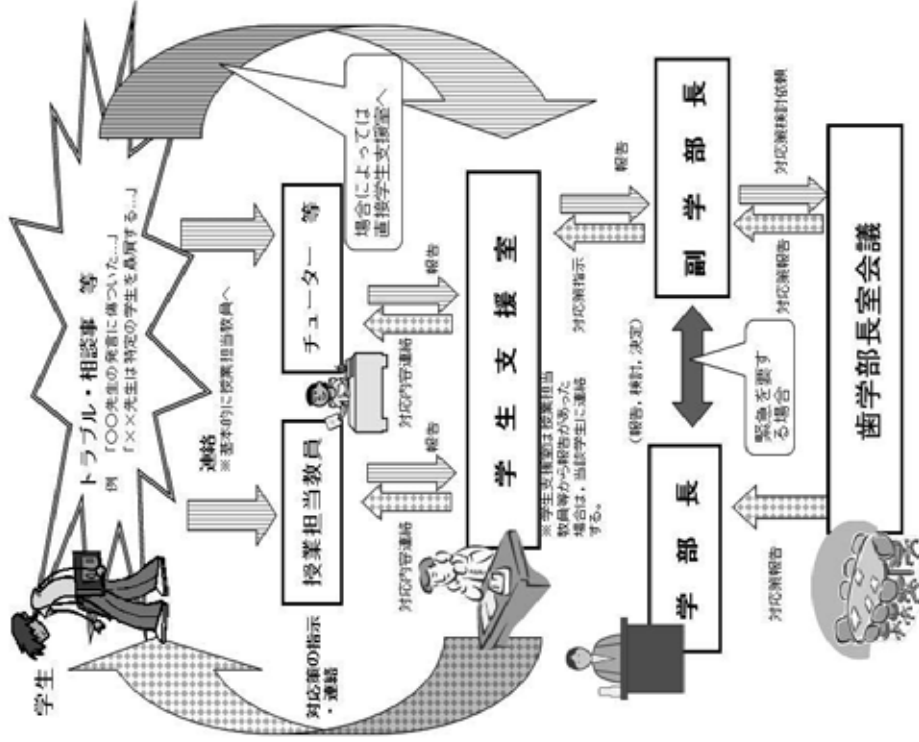
学 生 番 号	平 成 年 月 日	
	ふりがな	学生の連絡先 (携帯電話等)
学 生 氏 名		
ふりがな		(続柄) (年齢)
死 亡 者 氏 名		
日 時	平成 年 月 日 () 時 分	
死 亡 原 因		
日 時	平成 年 月 日 () 時 分	
葬 儀 場 所		血
ふりがな		()
喪主(続柄)		()
備 考		

⑦授業（講義・実習）に関わるトラブル・相談事等の対応について

本学部の授業（講義・実習）において、授業担当教員と学生との間で、何らかのトラブルや相談事等（以下トラブル等といいます）があった場合は、授業担当教員及びチューター等に相談してください。トラブル等の内容によっては、直接、学生支援室へ相談することもできます。

学生支援室は、副学部長や歯学部長室会議と協議の上、対応策を学生に指示・連絡します。詳細は下図を参照してください。

授業（講義・実習）に関わるトラブル・相談事等の対応について



4 国家試験について

1 歯科医師法（抄）

（総則）

第2条 歯科医師は、歯科医療及び保健指導を掌ることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保するものとする。

（免許）

第2条 歯科医師になろうとする者は、歯科医師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

第4条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

- 1 心身の障害により歯科医師の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 2 麻薬、大麻又はあへんの中毒者
- 3 罰金以上の刑に処せられた者
- 4 前号に該当する者を除くほか、医事に関し犯罪又は不正の行為のあった者

（試験）

第9条 歯科医師国家試験は、臨床に必要な歯科医学及び口う衛生に関し、歯科医師として具有すべき知識及び技能について、これを行う。

第11条 歯科医師国家試験は、次の各号の一に該当する者でなければ、これを受けることができない。

- 1 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（第16条の2第1項において単に「大学」という。）において、歯学の正規の課程を修めて卒業した者
- 2～3 （省略）

2 歯科医師法施行規則（抄）

（免許）

第1条 歯科医師法（昭和23年法律第202号。以下「法」という。）第4条第1号の厚生労働省令で定める者は、視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能又は精神の機能の障害により歯科医師の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

第1条の2 厚生労働大臣は、歯科医師免許の申請を行った者が前条に規定する者に該当すると認める場合において、当該者に免許を与えるかどうかを決定するときは、当該者が現に利用している障害を補う手段又は当該者が現に受けている治療等により障害が補われ、又は障害の程度が軽減している状況を考慮しなければならない。

（試験）

第12条 国家試験又は歯科医師国家試験予備試験（以下予備試験という。）を施行する場所及び期日並びに受験願書の提出期限は、あらかじめこれを告示する。

第13条 国家試験を受けようとする者は、受験願書（第3号書式）に、次に掲げる書類を添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 1 法第11条第1号に該当する者であるときは、卒業証明書
- 2～3 （省略）
- 4 写真（手札形台紙付とし、出願前6箇月以内に脱帽正面で撮影したもので、その裏面に（シ）の記号、撮影年月日及び氏名を記載すること。）

第16条 国家試験の受験を願する者は、手数料として18,900円を納めなければならない。

2 (省略)

第17条 国家試験又は予備試験に合格した者には、合格証書を交付する。

第18条 合格証書を破り、よごし又は失った者は合格証明書の交付を願することができない。

2 前項の規定によって合格証明書の交付を願する者は、手数料として2,950円を納めなければならない。

※歯科医師法施行規則第13条中、「受験願書(第3号書式)」は省略

3 歯科衛生士法(抄)

(総則)

第1条 この法律は、歯科衛生士の資格を定め、もって歯科疾患の予防及び口く衛生の向上を図ることを目的とする。

(歯科衛生士の定義と業務)

第2条 この法律において「歯科衛生士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、歯科医師(歯科医業をなすことのできる医師を含む。以下同じ。)の直接の指導の下に、歯牙及び口腔の疾患の予防処置として次に掲げる行為を行うことを業とする女子をいう。

1 歯牙齦出面及び正常な歯蓋の遊離線下の付着物及び沈着物を機械的動作によつて除去すること。

2 歯牙及び口腔に対して薬物を塗布すること。

2 歯科衛生士は、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第31条第1項及び第32条の規定にかかわらず、歯科診療の補助をなすことを業とすることができる。

3 歯科衛生士は、前2項に規定する業務のほか、歯科衛生士の名称を用いて、歯科保健指導をなすことを業とすることができる。

(附則 第2条に規定する業務を行う男子については、この法律の規定を準用する。)

(免許)

第3条 歯科衛生士にならうとする者は、歯科衛生士国家試験(以下「試験」という。)に合格し、厚生労働大臣の歯科衛生士免許(以下「免許」という。)を受けなければならない。

(欠格事由)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

1 罰金以上の刑に処せられた者

2 前号に該当する者を除くほか、歯科衛生士の業務(歯科診療の補助の業務及び歯科衛生士の名称を用いえずに歯科保健指導の業務を含む。次号、第6条第3項及び第8条第1項において「業務」という。)に関し犯罪又は不正の行為があった者

3 心身の障害により業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

4 麻薬、あへん又は大麻の中毒者

(試験)

第10条 試験は歯科衛生士として必要な知識及び技能について、これを行う。

第11条 試験は、厚生労働大臣が、毎年少なくとも1回これを行う。

4 歯科技工士法(抄)

(この法律の目的)

第1条 この法律は、歯科技工士の資格を定めるとともに、歯科技工の業務が適正に運用されるように規律し、もつて歯科医療の普及及び向上に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この法律において、「歯科技工」とは、特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置を作成し、修理し、又は加工することという。ただし、歯科医師(歯科医業を行うことができる医師を含む。以下同じ。)がその診療中の患者のために自ら行う行為を除く。

2 この法律において、「歯科技工士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、歯科技工を業とする者をいう。

(免許)

第3条 歯科技工士の免許(以下「免許」という。)は、歯科技工士国家試験(以下「試験」という。)に合格した者に対して与える。

(欠格事由)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことができる。

1 歯科医業又は歯科技工の業務に関する犯罪又は不正の行為があった者

2 心身の障害により歯科技工士の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

3 麻薬、あへん又は大麻の中毒者

(試験の目的)

第11条 試験は、歯科技工士として必要な知識及び技能について行う。

Ⅱ 教育課程

1 教育科目履修基準等について

○広島大学歯学部細則

(趣旨)

第1条 広島大学歯学部(以下「本学部」という。)の学生の修学については、広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号)、広島大学教育プログラム規則(平成18年2月14日規則第5号)及び広島大学教養教育科目履修規則(平成23年2月15日規則第3号。以下「教養教育科目履修規則」という。)に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(学科及び専攻)

第2条 本学部に、次の学科及び専攻を置く。

歯学科

口腔健康科学科

口腔保健学専攻

口腔工学専攻

(教育研究上の目的)

第2条の2 歯学科は、歯科医師となるための基礎的教育を行うとともに、我が国の歯科医学・医療の発展を主導する人材を育むために教育を実施する。これらによって、科学的探求心、高度な学識と医療技術及び豊かな人間性を備えた歯科医師を輩出し、歯科医学・医療へ貢献することを目的とする。

2 口腔健康科学科の教育研究上の目的は、次に掲げるとおりとする。

(1) 口腔保健学専攻は、歯学、医学、保健学及び福祉に関する知識並びに技術を統合した口腔保健学の確立と体系化、国際的な教育研究拠点の構築、あるいは口腔保健学の高度専門化において活躍できる人材を育成する。また同時に、上記の素養を備えた養護教諭を育成する。これらによって、科学的探求心、高度な学識と医療技術及び豊かな人間性を備えた口腔保健学の専門家を輩出し、歯科医学・医療、口腔保健及び福祉に貢献することを目的とする。

(2) 口腔工学専攻は、歯学、医学及び工学に関する知識並びに技術を統合した口腔工学の確立と体系化、国際的な教育研究拠点の構築、あるいは口腔工学の高度専門化において活躍できる人材を育成する。これらによって、科学的探求心、高度な学識と医療技術及び豊かな人間性を備えた口腔工学の専門家を輩出し、歯科医学・医療へ貢献することを目的とする。

(口腔健康科学科の各専攻の入学定員)

第2条の3 口腔健康科学科の各専攻の入学定員は次のとおりとする。

(1) 口腔保健学専攻 20人

(2) 口腔工学専攻 20人

(教育課程)

第3条 本学部の教育課程は、教育上の到達目標を達成するために必要な授業科目により、

主専攻プログラムとして、体系的に編成する。

2 本学部が開設する主専攻プログラムは、次のとおりとする。

歯学プログラム

口腔保健学プログラム

口腔工学プログラム

国際歯学プログラム

(授業科目及び履修方法)

第4条 授業科目は、教養教育科目及び専門教育科目に区分する。

2 教養教育科目の授業科目及び履修方法は、教養教育科目履修規則及び別表第1のとおりとする。

3 専門教育科目の授業科目及び履修方法は、別表第2のとおりとする。

4 前2項の授業科目のほか、必要に応じ教授会の議を経て、特定の授業科目を開講することがある。

(履修手続)

第5条 各学期に開講する授業科目及びその担当教員名等は、その学期の始めに公示する。

第6条 歯学科の学生が履修できる科目は、その学期に配当されたものとする。

第7条 学生は、履修しようとする授業科目について、各学期の指定する期間に所定の手続を行わなければならない。

2 前項の期間内に所定の手続をしない者には、履修を認めない。ただし、特別の事由がある場合に限り、当該授業科目担当教員の承認を経て、履修を認めることがある。

第8条 他学部の学生が、本学部の授業科目を履修しようとするときは、当該授業科目担当教員の承認を得て、前条第1項の手続を行わなければならない。

(修得単位数の少ない学生の履修指導)

第9条 指導教員は、修得単位数の少ない学生に対し、履修促進のための適切な指導を行うものとする。

(履修科目の登録の上限)

第10条 1年次に卒業要件単位として登録することができる教養教育科目の単位数は、歯学科にあつては46単位、口腔健康科学科にあつては38単位を上限とする。ただし、集中講義の授業科目の単位を除く。

2 前項の規定にかかわらず、1年次前期において20単位以上履修し、GPAが80以上の学生については前項に定める単位数の上限を超えて登録を認めるものとする。

(日本語科目及び日本事情に関する科目)

第11条 外国人留学生及び外国人留学生以外の学生で、外国において相当の期間中等教育を受けたものが、日本語科目及び日本事情に関する授業科目を履修して、単位を修得した場合は、当該授業科目の単位を卒業の要件として修得すべき教養教育科目の単位に代えることができる。

2 前項の授業科目及び単位数については、別に定める。

(既修得単位等の認定)

第12条 広島大学既修得単位等の認定に関する細則(平成16年4月1日(副学長(教育・学生担当決裁)第2条第1項の規定に基づき定める第1年次に入学者の既修得単位等の認定単位数は、別に定める。

2 前項の規定にかかわらず、広島大学での既修得単位の認定(科目等履修生として修得した単位を含む。)については、教授会の議を経て学部長が認めることができる。

3 既修得単位等の認定を受けようとする者は、入学した年度の6月30日までに学部長に申請しなければならない。
(教育課程の修了)

第13条 教育課程の修了は、所定の試験に合格し、別表第1及び別表第2に規定する単位を修得することによる。

(単位の授与)

第14条 授業科目を履修した者には、科目ごとに定められた成績評価基準により所定の単位を与える。

(単位数の計算の基準)

第15条 各授業科目の単位数は、授業の方法に応じ、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義は、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習は、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験、実習及び実技は、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。

2 一の授業科目について、二以上の方法の併用により授業を行う場合の単位数の計算は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとなるよう、前項の基準を考慮してそれらの方法ごとに時間を定めるものとする。

(科目試験)

第16条 科目試験は、それぞれの授業科目(臨床実習を含む。)について行う。

2 科目試験の方法及び期日については、当該授業担当教員が定め、原則として2週間前までに発表する。

3 授業実施時数の3分の2以上の出席を満たさない場合は、受験を認めない。ただし、所定の手続をした上でその欠席が病気その他やむを得ない事由によると認められる場合は、当該授業科目担当教員の判断に従うものとする。

4 試験当日病気その他の事故で科目試験を受けることができないうちは事前に、やむを得ない場合は事後に、医師の診断書又は理由書を添えて速やかに学部長へ届け出なければならない。

5 前項の届出のあった者に対しては、追試験を行うことがある。追試験の実施方法等については、別に定める。

6 科目試験の得点が満点の60%未満の者については、再試験を行うことがある。再試験の実施方法等については、別に定める。

(成績評価基準の明示及び平均評価点)

第17条 授業科目の成績評価基準は、授業担当教員が定め、シラバス(授業計画)に明示するものとする。

2 学年、あるいはセメスターの成績は、次の算式により算出する平均評価点(GPA: Grade Point Average)をもって評価する。

平均評価点 = (秀の単位数 × 4 + 優の単位数 × 3 + 良の単位数 × 2 + 可の単位数 × 1) / (総登録単位数 × 4) × 100

第18条 学生は、所定の授業科目の単位を修得しなければ、次の学年あるいはセメスターの授業科目を履修することはできない。

2 前項の所定の単位数については、別に定める。

(教員免許)

第19条 口腔健康科学科口腔保健学専攻の学生が、所定の授業科目を履修し、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び同法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得したときは、次に掲げる教育職員の普通免許状授与の所要資格を得ることができる。

免許状の種類 養護教諭一種免許状

2 前項に定める授業科目及びその履修方法については、別に定める。

(他の学部の授業科目の履修)

第20条 学生が、他の学部の授業科目を履修しようとするときは、当該学部の定めるところにより履修するものとする。

(副専攻プログラム及び特定プログラムの履修)

第21条 副専攻プログラムは、広島大学副専攻プログラム履修細則(平成18年3月14日副学長(教育・研究担当決裁)の定めるところにより、履修することができる。

2 特定プログラムは、広島大学特定プログラム履修細則(平成18年3月14日副学長(教育・研究担当決裁)の定めるところにより、履修することができる。

(休学)

第22条 学生が休学しようとするときは、所定の書類を学部長に提出し、その許可を得なければならない。

2 学生が休学期間を短縮しようとするときは、所定の書類を学部長に提出し、その許可を得なければならない。

(退学)

第23条 学生が退学しようとするときは、所定の書類を学部長に提出し、学長の許可を得なければならない。

(転学)

第24条 学生が他の大学に転学しようとするときは、所定の書類を学部長に提出し、学長の許可を得なければならない。

2 他の大学から本学部に転学を志望する者は、所定の書類を学部長に提出し、教授会の

議を経て、学長の許可を得なければならぬ。

(登録プログラムの変更)

第 25 条 学生が本学部の他の主専攻プログラムに登録の変更をしようとするときは、所定の書類を学部長に提出し、教授会の議を経て、その許可を得なければならぬ。

2 前項の場合において、他の学部の主専攻プログラムに登録の変更をしようとするときは、広島大学転学部の取扱いに関する細則(平成 16 年 4 月 1 日副学長(教育・学生担当)決裁)の規定に基づき、事前に転学部の許可を得なければならぬ。

(卒業の要件)

第 26 条 本学部の卒業の要件は、本学部に通則第 4 条に規定する修年年限以上在学し、かつ、別表第 1 及び別表第 2 に定める教育課程における所定の単位を修得することとする。

(維持)

第 27 条 この細則に定めるもののほか、本学部の学生の修学に関し必要な事項は、教授会の議を経て、別に定める。

歯学部教育課程表(別表第1)

〈歯学科 歯学プログラム〉

区分	科目区分		要修得 単位数	授 業 科 目 等	単位数	履修区分		
教養教育科目	平 和 科 目		2		2	選択必修		
	基礎 科目 教育	大 学 教 育 入 門	2	大学教育入門	2	必 修		
		教 養 ゼ ミ	2	教養ゼミ	2	必 修		
	共通 科目	領 域 科 目		2	全身の健康と口腔科学Ⅰ	2	必 修	
				2	全身の健康と口腔科学Ⅱ	2	必 修	
				4	人文社会科学系科目群から		選択必修	
		外国 語科目	英 語	コミュニケーションⅠ	2	コミュニケーションⅠA コミュニケーションⅠB	1 1	必 修 (注1)
				コミュニケーションⅡ	2	コミュニケーションⅡA コミュニケーションⅡB	1 1	
				2	コミュニケーション演習Ⅰ コミュニケーション演習Ⅱ	1 1		
			初修外国語		4	ベーシック外国語から		
			情報・データサイエンス科目		2	情報活用基礎	2	必 修 (注3)
			健康スポーツ科目		2	健康スポーツ科学	2	選択必修
						スポーツ実習	1	
		基 盤 科 目		6	一般化学	2	必 修	
					細胞科学	2		
					国際医学連携開発学	2		
				4	基礎微分積分学	2	選択必修	
					基礎線形代数学	2		
					基礎物理学Ⅰ	2		
					初修物理学 (注4)	2		
	初修生物学 (注4)				2			
	人間理解のための人体解剖学Ⅰ				1			
	人間理解のための人体解剖学Ⅱ				1			
	計		38					

注1：短期語学留学等による「英語圏フィールドリサーチ」又は自学自習による「オンライン英語演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の履修により修得した単位を、卒業に必要な英語の単位(6単位)に代えることが可能である。また、外国語技能検定試験、語学研修による単位認定制度もある。

注2：ドイツ語、フランス語及び中国語のうちから1言語を選択すること。

注3：「情報活用基礎」の単位を修得できなかった場合は、情報・データサイエンス科目から履修することができる。

注4：履修すべき科目がある場合は、歯学部において指定する。なお、指定された科目以外を修得しても卒業に必要な単位に含めない。

＜口腔健康科学科 口腔保健学プログラム＞

区分	科目区分		要修得 単位数	授 業 科 目 等	単位数	履修区分	
教養教育科目	平 和 科 目		2		2	選択必修	
	基礎 大学 科目 教育	大 学 教 育 入 門	2	大学教育入門	2	必 修	
		教 養 ゼ ミ	2	教養ゼミ	2	必 修	
	領域 科目			2	全身の健康と口腔科学Ⅰ	2	必 修
				2	全身の健康と口腔科学Ⅱ	2	必 修
				4	人文社会科学系科目群から		選択必修
	共通 科目	外国 語科目	英 語	2	コミュニケーション基礎Ⅰ コミュニケーション基礎Ⅱ	1 1	必 修 (注1)
				2	コミュニケーションⅠA コミュニケーションⅠB	1 1	
			2	コミュニケーションⅡA コミュニケーションⅡB	1 1		
			4	ベーシック外国語から		選択必修 (注2)	
		情報・データサイエンス科目		2	情報活用基礎	2	必 修 (注3)
	健 康 ス ポ ー ツ 科 目		2			選択必修	
	基 盤 科 目			4	医療従事者のための心理学 国際医学連携開発学	2 2	必 修 (注4)
				2	初修生物学 (注5) 細胞科学 人間理解のための人体解剖学Ⅰ 人間理解のための人体解剖学Ⅱ	2 2 1 1	選択必修
				2	初修化学 一般化学	2 2	選択必修
				計		36	

注1：短期語学留学等による「英語圏フィールドリサーチ」又は自学自習による「オンライン英語演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の履修により修得した単位を、卒業に必要な英語の単位(6単位)に代えることが可能である。また、外国語技能検定試験、語学研修による単位認定制度もある。

注2：ドイツ語、フランス語及び中国語のうちから1言語を選択すること。

注3：「情報活用基礎」の単位を修得できなかった場合は、情報・データサイエンス科目から履修することができる。

注4：「医療従事者のための心理学」の単位を修得できなかった場合は、「心理学概論A」又は「心理学概論B」の履修により修得した単位を、卒業に必要な単位(2単位)に算入することができる。

注5：履修すべき科目がある場合は、歯学部において指定する。なお、指定された科目以外を修得しても卒業に必要な単位に含めない。

<口腔健康科学科 口腔工学プログラム>

区分	科目区分		要修得 単位数	授 業 科 目 等	単位数	履修区分	
教養教育科目	平 和 科 目		2		2	選択必修	
	基礎 大学 科目 教育	大 学 教 育 入 門	2	大学教育入門	2	必 修	
		教 養 ゼ ミ	2	教養ゼミ	2	必 修	
	領域 科目			2	全身の健康と口腔科学Ⅰ	2	必 修
				2	全身の健康と口腔科学Ⅱ	2	必 修
				4	人文社会科学系科目群から		選択必修
	共通 科目	外国 語 科目	英 語	2	コミュニケーション基礎Ⅰ ----- コミュニケーション基礎Ⅱ	1 1	必 修 (注1)
				2	コミュニケーションⅠA ----- コミュニケーションⅠB	1 1	
			2	コミュニケーションⅡA ----- コミュニケーションⅡB	1 1		
		初修外国語		4	ベーシック外国語から		選択必修 (注2)
		情報・データサイエンス科目		2	情報活用基礎	2	必 修 (注3)
		健 康 ス ポ ー ツ 科 目		2			選択必修
		基 盤 科 目		2	医療従事者のための心理学	2	必 修 (注4)
	2			国際医学連携開発学	2	必 修	
	4			初修生物学 (注6)	2	選択必修 (注5)	
				細胞科学	2		
				人間理解のための人体解剖学Ⅰ	1		
				人間理解のための人体解剖学Ⅱ	1		
				一般化学	2		
				初修物理学 (注6) 基礎物理学Ⅰ	2 2		
4	基礎微分積分学又はヘルスサイエンスのための 基盤数学 (注6)			2	必 修		
	基礎線形代数学			2			
2	統計学	2	必 修 (注7)				
計		42					

注1：短期語学留学等による「英語圏フィールドリサーチ」又は自学自習による「オンライン英語演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の履修により修得した単位を、卒業に必要な英語の単位(6単位)に代えることが可能である。また、外国語技能検定試験、語学研修による単位認定制度もある。

注2：ドイツ語、フランス語及び中国語のうちから1言語を選択すること。

注3：「情報活用基礎」の単位を修得できなかった場合は、情報・データサイエンス科目から履修することができる。

注4：「医療従事者のための心理学」の単位を修得できなかった場合は、「心理学概論A」又は「心理学概論B」の履修により修得した単位を、卒業に必要な単位(2単位)に算入することができる。

注5：生物に関する科目群、化学に関する科目群及び物理に関する科目群のうち、2科目群から1科目ずつ履修すること。

注6：履修すべき科目がある場合は、歯学部において指定する。なお、指定された科目以外を修得しても卒業に必要な単位に含めない。

注7：「統計学」の単位を修得できなかった場合は、基盤科目の単位で代替えすることができる。

歯学部教育課程表（別表第2）

＜歯学科 歯学プログラム＞

科目区分	授業科目	最低修得 単位数	学年・セメスター別履修単位数												備考		
			1		2		3		4		5		6				
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			
基 礎 科 目	◎ 医療倫理学	1			1												
	◎ 対人コミュニケーション論	1			1												
	◎ 医療コミュニケーション基礎論	1			1												
	◎ 医療情報処理学	2			2												
	◎ 臨床心理学	1					1										
	◎ チーム医療学	1					1										
	◎ 実践専門英語	2					2										
	◎ 特別科目	1						1									
	◎ 歯科医療安全学	1							1								
◎ 災害医療・歯科法医学	1								1								
幹 科 学 系 科 目	◎ 解剖学	2	2														
	◎ 解剖学実習Ⅰ	2	2														
	◎ 解剖学実習Ⅱ	2	2														
	◎ 発生学	2		2													
	◎ 組織学・口腔組織学	2		2													
	◎ 組織学実習Ⅰ	1		1													
	◎ 組織学実習Ⅱ	1		1													
	◎ 歯の形態学	1		1													
	◎ 歯の形態学実習	1		1													
	◎ 人類遺伝学	2		2													
	◎ 口腔生化学Ⅰ	2		2													
	◎ 口腔生化学Ⅱ	2		2													
	◎ 口腔生化学実習	1			1												
	◎ 口腔生理学Ⅰ	2		2													
	◎ 口腔生理学Ⅱ	2		2													
	◎ 口腔生理学実習	1			1												
	◎ 歯科理工学Ⅰ	1		1													
	◎ 歯科理工学Ⅱ	2		2													
	◎ 歯科理工学実習Ⅰ	1			1												
	◎ 歯科理工学実習Ⅱ	1			1												
	◎ 微生物学Ⅰ	2		2													
	◎ 微生物学Ⅱ	2		2													
	◎ 免疫学	2		2													
	◎ 口腔微生物学・免疫学実習	1			1												
	◎ 歯科薬理学Ⅰ	2		2													
	◎ 歯科薬理学Ⅱ	2		2													
	◎ 薬理学実習	1			1												
	◎ 口腔病理学Ⅰ	2		2													
	◎ 口腔病理学Ⅱ	2		2													
	◎ 口腔病理学実習Ⅰ	1			1												
	◎ 口腔病理学実習Ⅱ	1			1												
	◎ 医科歯科分子生物学	1			1												
	◎ 放射線生物学・放射線健康リスク科学 基礎ゲノム医学	2			2												
医 学 系 科 目	◎ 内科学Ⅰ	2				2											
	◎ 内科学Ⅱ	2				2											
	◎ 外科学Ⅰ	2				2											
	◎ 外科学Ⅱ	1				1											
	◎ 眼科学	1				1											
	◎ 耳鼻咽喉科学	1				1											
	◎ 皮膚科学	1				1											
	◎ 精神科学	1				1											
◎ 小児科学	1				1												

〈歯学科 歯学プログラム〉

科目区分	授 業 科 目	最低修得 単位数	学年・semester別履修単位数												備 考			
			1		2		3		4		5		6					
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12				
基 合 臨 幹 床 系 科 目	◎ 歯科放射線学Ⅰ	1					1											
	◎ 歯科放射線学Ⅱ	2						2										
	◎ 歯科放射線学基礎演習	1						1										
	◎ 診断・検査学	2						2										
	◎ 口腔衛生学	2						2										
	◎ 衛生学・口腔衛生学基礎実習Ⅰ	1								1								
	◎ 衛生学・口腔衛生学基礎実習Ⅱ	1								1								
	◎ 歯科麻酔学	2							2									
	◎ 歯科麻酔学基礎演習	1							1									
	◎ 歯内療法学	2							2									
	◎ 保存修復学	2							2									
	◎ 歯内療法・保存修復学基礎実習Ⅰ	1								1								
	◎ 歯内療法・保存修復学基礎実習Ⅱ	1								1								
	◎ 歯周病学Ⅰ	1							1									
	◎ 歯周病学Ⅱ	2							2									
	◎ 歯周療法学基礎実習Ⅰ	1								1								
	◎ 歯周療法学基礎実習Ⅱ	1								1								
	◎ 顎機能学	2								2								
	◎ 補綴学Ⅰ	1								1								
	◎ 補綴学Ⅱ	2								2								
	◎ 義歯補綴学Ⅰ	2								2								
	◎ 義歯補綴学Ⅱ	1								1								
	◎ 口腔インプラント学	2									2							
	◎ 歯冠補綴治療学基礎実習Ⅰ	1									1							
	◎ 歯冠補綴治療学基礎実習Ⅱ	1									1							
	◎ 歯列補綴治療学基礎実習Ⅰ	1										1						
	◎ 歯列補綴治療学基礎実習Ⅱ	1										1						
	◎ 無歯顎補綴治療学基礎実習Ⅰ	1									1							
	◎ 無歯顎補綴治療学基礎実習Ⅱ	1									1							
	◎ 部分無歯顎補綴治療学基礎実習Ⅰ	1										1						
	◎ 部分無歯顎補綴治療学基礎実習Ⅱ	1										1						
	◎ 口腔外科学Ⅰ	2									2							
	◎ 口腔外科学Ⅱ	2									2							
	◎ 顎外科学Ⅰ	2									2							
	◎ 顎外科学Ⅱ	2									2							
	◎ 顎口腔医療学基礎実習Ⅰ	1										1						
	◎ 顎口腔医療学基礎実習Ⅱ	1										1						
	◎ 顎口腔医療学基礎実習Ⅲ	1										1						
	◎ 顎口腔医療学基礎実習Ⅳ	1										1						
	◎ 歯科矯正学Ⅰ	2									2							
	◎ 歯科矯正学Ⅱ	2									2							
	◎ 歯科矯正学基礎実習Ⅰ	1										1						
◎ 歯科矯正学基礎実習Ⅱ	1										1							
◎ 小児歯科学Ⅰ	2									2								
◎ 小児歯科学Ⅱ	2									2								
◎ 小児歯科学基礎実習Ⅰ	1										1							
◎ 小児歯科学基礎実習Ⅱ	1										1							
◎ 障害者歯科学	2									2								
◎ 成人・高齢者歯科学	2									2								
◎ 摂食・嚥下リハビリテーション学	1									1								
◎ 局所解剖学実習Ⅰ	1										1							
◎ 局所解剖学実習Ⅱ	1										1							
◎ 総合歯科医療学Ⅰ	1										1							
社会 歯学 系	◎ 衛生行政	1			1													
	◎ 衛生学・公衆衛生学	1				1												
	◎ 社会歯科学	1						1										
	◎ 社会福祉学	1							1									
究 科 目 研	◎ リサーチスタートアップ	1				1												
	◎ 歯学研究特論Ⅰ	1						1										
	◎ 歯学研究特論Ⅱ	2						2										

〈歯学科 歯学プログラム〉

科目区分	授 業 科 目	最低修得 単位数	学年・semester別履修単位数												備 考			
			1		2		3		4		5		6					
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12				
展 開 科 目	◎ 歯科臨床英語	2																
	◎ 国際歯科医学特論	1																
	◎ 口腔機能修復学特論	1																
	◎ 応用口腔医学特論	1																
	◎ 顎口腔医療学特論	1																
	◎ 咬合発達育成学特論	1																
	◎ 臨床歯科医学総合演習	2																
	◎ 総合歯科医療学Ⅱ	1																
	◎ 総合歯科医療学Ⅲ	1																
	◎ 基礎・臨床総合示説	4																
	◎ 救急集中治療医学	1																
◎ 歯学研究実習	8																	
臨床実習 科目	◎ 臨床見学演習・実習	4				1												
	◎ 臨床実習（予備実習含む）	39																
合 計		225	2	4	24	25	26	30	34	22	18	40						

(注) ◎は必修科目を示す。

歯学プログラム 卒業要件単位数 263単位以上

教養教育科目		専門教育科目	
平和科目	2単位	基幹科目	
大学教育基礎科目	4単位	専門基礎科目	12単位以上
共通科目		生命科学系科目	52単位以上
領域科目	8単位	医学系科目	12単位以上
外国語科目		総合臨床系科目	74単位以上
英語	6単位	社会歯学系科目	4単位以上
初修外国語	4単位	歯学研究科目	4単位以上
情報科目	2単位	展開科目	24単位以上
健康スポーツ科目	2単位	臨床実習科目	
基盤科目	10単位	臨床見学演習・実習	4単位以上
		臨床実習（予備実習含む）	39単位以上
教養教育科目小計	38単位以上	専門教育科目小計	225単位以上

＜口腔健康科学科 口腔保健学プログラム＞

区分	科目区分	授業科目	最低修得単位数	学年・セメスター別履修単位数								備考									
				1		2		3		4											
				1	2	3	4	5	6	7	8										
専 門 基 礎 科 目 教 育 科 目	専 門 基 礎	◎ 解剖学・口腔解剖学	2	2																	
		◎ 歯の形態学	1			1															
		◎ 口腔科学基礎	1			1															
		◎ 歯の形態学実習	1			1															
		◎ 組織学・口腔組織学	2			2															
		◎ 生理学・口腔生理学	2		2																
		◎ 病理学・口腔病理学	2			2															
		◎ 薬理学・歯科薬理学	2			2															
		◎ 微生物学・口腔微生物学	2			2															
		◎ 免疫学	1			1															
		◎ 基礎オーラルサイエンス実習	1				1														
		◎ 口腔衛生学	2				2														
		◎ 衛生学・口腔衛生学実習	1				1														
		◎ 社会歯科学	1				1														
		◎ 衛生行政	1			1															
		◎ 衛生学・公衆衛生学	1				1														
		◎ 対人コミュニケーション論	1				1														
		◎ 医療コミュニケーション基礎論	1				1														
		◎ 臨床心理学	1					1													
	◎ 社会福祉学	1						1													
	◎ 医療倫理学	1			1																
	◎ 総合医科学	2					2														
	◎ 基礎栄養生化学	2			2																
	◎ 栄養指導学演習(食品学を含む)	1				1															
	◎ 口腔保健学概論	1	1																		
	◎ 口腔保健学臨床概論	1		1																	
	◎ 臨床歯科学概論	1		1																	
	◎ 発達期系歯科学(歯科矯正学)	2					2														
	◎ 発達期系歯科学(小児歯科学)	2					2														
	◎ 歯冠修復保健工学Ⅰ	1				1															
	◎ 歯冠修復保健工学Ⅱ	2					2														
	◎ 保存系歯科学(歯内療法)	1				1															
	◎ 保存系歯科学(歯周病学)	1				1															
	◎ 外科系歯科学Ⅰ	1					1														
	◎ 外科系歯科学Ⅱ	1					1														
	◎ 歯科放射線学	1				1															
	◎ 障害者歯科学	2					2														
	◎ 成人・高齢者歯科学	2					2														
	◎ 歯科材料学	1			1																
	◎ 歯科麻酔学	1				1															
	◎ 歯科医療管理学示説A	1					1														
	◎ 歯科医療安全学	1					1														
	◎ チーム医療学	1					1														
	◎ チーム歯科医療学実習Ⅰ	1			1																
	◎ チーム歯科医療学実習Ⅱ	1				1															
	◎ チーム歯科医療学実習Ⅲ	1					1														
	◎ チーム歯科医療学実習Ⅳ	1						1													
◎ チーム歯科医療学実習Ⅴ	1							1													
◎ 口腔保健教育学	1				1																
◎ 口腔保健行動学実習Ⅰ	1			1																	
◎ 口腔保健行動学実習Ⅱ	1				1																
◎ 口腔保健行動学実習Ⅲ	1					1															
◎ 口腔保健行動学実習Ⅳ	1						1														
◎ 口腔保健行動学実習Ⅴ	1							1													
◎ 口腔保健行動学実習Ⅵ	1								1												
◎ 医療情報処理学	2					2															

＜口腔健康科学科 口腔工学プログラム＞

区分	科目区分	授業科目	最低修得単位数	学年・セメスター別履修単位数								備考										
				1		2		3		4												
				1	2	3	4	5	6	7	8											
専門	専門	◎ 解剖学・口腔解剖学	2	2																		
		◎ 歯の形態学	1			1																
		◎ 口腔科学基礎	1			1																
		◎ 組織学・口腔組織学	2			2																
		◎ 口腔解剖学実習Ⅰ	1			1																
		◎ 口腔解剖学実習Ⅱ	1				1															
		◎ 顎口腔機能学	2			2																
		◎ 顎口腔機能学実習	1			1																
		◎ 生理学・口腔生理学	2		2																	
		◎ 薬理学・歯科薬理学	2			2																
		◎ 微生物学・口腔微生物学	2			2																
		◎ 病理学・口腔病理学	2			2																
		◎ 免疫学	1			1																
		◎ 口腔衛生学	2			2																
		◎ 社会歯科学	1				1															
		◎ 総合医科学	2					2														
		◎ 医療倫理学	1			1																
		◎ 基礎栄養生化学	2			2																
教専	教専	◎ 外科系歯科学Ⅰ	1					1														
		◎ 外科系歯科学Ⅱ	1					1														
		◎ 保存系歯科学(歯内療法学)	1				1															
		◎ 保存系歯科学(歯周病学)	1				1															
		◎ チーム医療学	1					1														
		◎ 障害者歯科学	2					2														
		◎ 成人・高齢者歯科学	2					2														
		◎ 関係法規(社会保障制度を含む)	1								1											
		◎ 歯科医療安全学	1						1													
		◎ 医療情報処理学	2				2															
		◎ 歯科臨床教育学	1							1												
		◎ スポーツ歯科・顎関節症保健学	1							1												
		◎ 歯科材料学	1			1																
		◎ 生体材料学	1			1																
		◎ 生体材料学実習	1			1																
		◎ 応用生体材料学実習	1																		1	
		◎ 精密鑄造学	2			2																
		◎ 精密鑄造学実習	1				1															
		◎ CAD/CAMシステム工学	1		1																	
		◎ 医療システム工学	1							1												
		◎ 情報システム工学実習	1			1																
		◎ デジタルデンティストリ実習	1									1										
		◎ 口腔工学概論	2							2												
		◎ ME機器学	1				1															
		◎ 発達系歯科学(小児歯科学)	1							1												
		◎ 発達系歯科学(小児歯科学)基礎実習	1									1										
		◎ 発達系歯科学(矯正歯科学)	2							2												
		◎ 発達系歯科学(矯正歯科学)基礎実習Ⅰ	1									1										
		◎ 発達系歯科学(矯正歯科学)基礎実習Ⅱ	1									1										
		◎ 歯冠修復保健工学Ⅰ	1		1																	
		◎ 歯冠修復保健工学Ⅱ	2			2																
		◎ 歯冠修復保健工学Ⅲ	1				1															
◎ 歯冠修復保健工学実習(インレー)	1			1																		
◎ 歯冠修復保健工学実習(クラウンⅠ)	1				1																	
◎ 歯冠修復保健工学実習(クラウンⅡ)	1				1																	
◎ 歯冠修復保健工学実習(ブリッジⅠ)	1					1																
◎ 歯冠修復保健工学実習(ブリッジⅡ)	1					1																
◎ 歯冠修復保健工学実習(前装冠・インプラント上部構造Ⅰ)	1					1																

＜口腔健康科学科 口腔工学プログラム＞

区分	科目区分	授業科目	最低修得単位数	学年・セメスター別履修単位数								備考									
				1		2		3		4											
				1	2	3	4	5	6	7	8										
専門教育科目	専門	◎ 歯冠修復保健工学実習(前装冠・インプラント上部構造Ⅱ)	1						1												
		◎ 歯冠修復保健工学実習	1																		1
		◎ 有床義歯保健工学(全部床義歯)	2		2																
		◎ 有床義歯保健工学(部分床義歯)	2			2															
		◎ 有床義歯保健工学実習(全部床義歯)	2				2														
		◎ 有床義歯保健工学実習(部分床義歯)	2					2													
		◎ 有床義歯保健工学実習(アナプラストロジーⅠ)	1							1											
		◎ 有床義歯保健工学実習(アナプラストロジーⅡ)	1							1											
		◎ 有床義歯保健工学実習(インプラント上部構造)	1								1										
		◎ 有床義歯保健工学実習	1																		1
	科 目	◎ 審美歯科学	1				1														
		◎ メディカルデザイン工学実習	1																		1
		◎ オーラルプロセス工学実習	1																		1
		◎ 口腔保健工学臨床的実習	13								1	6	6								
		◎ メディカルデザイン工学Ⅰ	1								1										
		◎ メディカルデザイン工学Ⅱ	1								1										
		◎ 災害医療・歯科法医学	1								1										
		◎ 摂食・嚥下リハビリテーション学	1								1										
		◎ 卒業研究	9									6	2	1							
		◎ 夏季特別実習	1								1										
◎ リサーチスタートアップ	1				1																
◎ 実践専門英語	2								2												
合 計			113	2	6	28	17	24	15	9	12										

(注) ◎は必修科目を示す。

口腔工学プログラム 卒業要件単位数 155単位以上

教養教育科目

平和科目	2単位
大学教育基礎科目	4単位
共通科目	
領域科目	8単位
外国語科目	
英語	6単位
初修外国語	4単位
情報科目	2単位
健康スポーツ科目	2単位
基盤科目	14単位

教養教育科目小計 42単位以上

専門教育科目

専門基礎科目	23単位以上
専門科目	90単位以上

専門教育科目小計 113単位以上

○広島大学歯学部歯学科における既修得単位等の認定の取扱い

- 1 この取扱いは、広島大学歯学部細則(平成 16 年 7 月 28 日学部長決裁)に基づき、広島大学歯学部歯学科における既修得単位等の認定に關し必要な事項を定めるものとする。
- 2 1 年次入学生については、広島大学歯学部細則教育課程表(別表第 1)に基づく科目区分ごとに認定できる単位数を次のように定める。

(1) 大学教育基礎科目 0 単位

(2) 共通科目

領域科目 8 単位以内

外国語科目 10 単位以内

英語 6 単位以内

初修外国語 4 単位以内

情報科目 2 単位以内

健康スポーツ科目 2 単位以内

(3) 基礎科目 10 単位以内

- (4) 上記にかかわらず、広島大学で修得した単位については、大学教育基礎科目 4 単位及び平和科目 2 単位を認定できる。

○広島大学歯学部口腔健康科学科における既修得単位等の認定の取扱い

- 1 この取扱いは、広島大学歯学部細則(平成 16 年 7 月 28 日学部長決裁)の規定に基づき、広島大学歯学部口腔健康科学科における既修得単位等の認定に關し必要な事項を定めるものとする。

- 2 1 年次入学生については、広島大学歯学部細則教育課程表(別表第 1)に基づく科目区分ごとに認定できる単位数を次のように定める。

(1) 大学教育基礎科目 0 単位

(2) 共通科目

領域科目

口腔保健学プログラム 8 単位以内

口腔工学プログラム 2 単位以内

外国語科目 10 単位以内

英語 6 単位以内

初修外国語 4 単位以内

情報科目 2 単位以内

健康スポーツ科目 2 単位以内

(3) 基礎科目

口腔保健学プログラム 8 単位以内

口腔工学プログラム 14 単位以内

- (4) 上記にかかわらず、広島大学で修得した単位については、大学教育基礎科目 4 単位及び平和科目 2 単位を認定できる。

○広島大学歯学部歯学科教育課程の履修方法について

1 この取扱いは、広島大学歯学部細則(平成16年7月28日学部長決裁)の規定に基づき、広島大学歯学部歯学科の履修方法に關し必要な事項を定めるものとする。

2 第1年次の授業科目の履修について

広島大学歯学部細則別表第1(以下「別表第1」という。)及び広島大学歯学部細則別表第2(以下「別表第2」という。)で定める卒業要件単位のうち、第1年次に次の単位を修得しなければ、第2年次の専門教育科目の授業科目を履修することができない。

大専教育基礎科目

教養ゼミ 2単位

共通科目

外国語科目 7単位(コミュニケーション演習は含まない。)

領域科目、情報・データサイエンス科目及び健康スポーツ科目 4単位

基盤科目

必修科目 6単位

選択必修科目 4単位

専門教育科目

解剖学 2単位

解剖学実習 I 2単位

解剖学実習 II 2単位

3 第2年次から第5年次の授業科目の履修について

別表第2で定める卒業要件単位のうち、各年次で修得すべき授業科目の単位が未修得の場合は、次年次の授業科目を履修することができない。

4 特別試験について

(1) 各年次で修得すべき授業科目の不足数が4科目以内の場合は、広島大学大学院医系科学研究科の歯学部併任の教員及び広島大学病院の歯科領域の専任の教員に限り、学年末に特別試験を行うことがある。

(2) 特別試験の成績評価は、可又は不可とする。

5 臨床実習の履修について

第5年次第2タームまでに所定の単位を修得していない場合は、臨床実習を履修することができない。

○広島大学歯学部口腔健康科学科教育課程の履修方法について

1 この扱いは、広島大学歯学部細則の規定に基づき、広島大学歯学部口腔健康科学科の履修方法に關し必要な事項を定めるものとする。

2 第2学年の授業科目の履修について

(1) 広島大学歯学部細則教育課程表(別表第1)に定める卒業要件単位数のうち、第3、第4セメスター開講の科目以外で未習得の科目のある者は、第2学年の授業科目を履修することができない。

ただし、不合格科目が2科目以内で、第2学年以降に履修の見込みがあると認められた場合は、第2学年の授業科目の履修を許可することがある。

(2) 広島大学歯学部細則教育課程表(別表第1及び別表第2)で定める修得すべき授業科目のうち、4科目以上の単位が第1学年末で未修得の者は、第2学年の授業科目を履修することができない。

なお、3科目以内の単位未修得者については、履修を許可することがある。

3 第3学年の授業科目の履修について

広島大学歯学部細則教育課程表(別表第1及び別表第2)で定める修得すべき授業科目のうち、4科目以上の単位が第2学年末で未修得の者は、第3学年の授業科目を履修することができない。

なお、3科目以内の単位未修得者については、履修を許可することがある。

4 「口腔保健衛生学臨床・臨床実習」、「口腔保健工学臨床的実習」の履修について

第3学年の第5セメスターまでに所定の単位(広島大学歯学部細則教育課程表(別表第1及び別表第2))を未修得の者は、第6セメスターから始まる「口腔保健衛生学臨床・臨床実習」、「口腔保健工学臨床的実習」を履修することができない。

5 第4学年の履修について

広島大学歯学部細則教育課程表(別表第2)に定める第3学年までに修得すべき授業科目の単位を未習得の者は、第4学年の「口腔保健衛生学臨床・臨床実習」又は「口腔保健工学臨床的実習」を履修することができない。

6 口腔保健学専攻における養護教諭一種免許取得に必要な授業科目の履修について

(1) 口腔保健学専攻の学生は、口腔保健学専攻教育課程の必修科目に加えて、別表「養護教諭一種免許取得に必要な履修科目」を修了することにより、養護教諭一種免許を取得することができる。

(2) 第6セメスター以降の履修について

① 第5セメスター終了時点での通算GPAが、原則55以上でなければ、別表「養護教諭一種免許取得に必要な履修科目」の第6セメスター以降の科目を履修することができない。

② 第5セメスターまでに所定の単位(歯学部細則教育課程表(別表第1及び別表第2)及び別表「養護教諭一種免許取得に必要な履修科目」)を未修得の者は、別表「養護

養護教諭一種免許取得に必要な履修科目
(口腔健康科学科口腔保健学専攻)

科目区分	授業科目	単位数	必要単位数	履修セメスター	開講キャンパス			
教養教育科目	情報・データサイエンス科目	2	2	1セメ	東広島又は東千田			
	情報活用基礎又は	2						
	領域科目	2	2	1又は2セメ	東広島又は東千田			
	健康スポーツ科学又は	2						
健康スポーツ科目	スポーツ実習A	1	2		東広島又は東千田			
	スポーツ実習B	1						
専門教育科目	スポーツ実習	1	2	1~6セメ	東広島又は東千田			
	就職入門	2						
	教職に関する専門科目	教育の思想と原理				2	奇数年は霞, 偶数年は東千田	
		児童・生徒の発達と学習				2	奇数年は霞, 偶数年は東千田	
		教育と社会・制度				2	奇数年は東千田, 偶数年は霞	
		教育課程論				2	奇数年は東千田, 偶数年は霞	
		教育方法・技術論				2	奇数年は東千田, 偶数年は東千田	
		道徳教育指導法				2	奇数年に霞で開講	
		特別活動指導法				2	偶数年に東千田で開講	
		生徒・進路指導論				2	奇数年に霞, 偶数年は東千田	
		教育相談				2	奇数年は東千田, 偶数年は霞	
		特別支援教育				1	偶数年に霞で開講	
	教育科目	総合的な学習の時間の指導法				1	奇数年に霞で開講	
		養護実習指導論				1	奇数年に霞で開講	
		養護実習				1	霞(歯学部)で開講	
		養護実習				4	広島大学の附属学校で実習	
		教職実践演習(養護教諭)				2	霞(歯学部)で開講	
		看護学演習				看護学演習	1	1 4セメ
						養護概説	2	2 5セメ
						精神科学	1	1 5セメ
精神保健学			1	1 5セメ				
小児科学			1	1 5セメ				
基礎看護学臨床実習(養護教諭)	1		1 6セメ					
学校保健演習Ⅰ	1		1 6セメ					
学校保健演習Ⅱ	1		1 6セメ					
健康相談	1		1 6セメ					
看護学Ⅲ	2		2 5セメ					

- 口腔健康科学科口腔保健学専攻の学生で、養護教諭免許の単位を取得しようとする者は、教育課程に掲げた履修基礎(教養教育科目、専門教育科目)の必修科目に加え、上記科目を履修しなければならない。
- 「教職に関する専門科目」については、霞キャンパスでは口腔健康科学科生用の集中講義で開講し、東千田キャンパスでは法学部及び経済学部夜間主コース生用の集中講義で開講する。
- 「教職に関する専門科目」のうち、霞キャンパスで開講される科目については、1年次も履修できる。東千田キャンパスで開講される科目については、2年次以降履修できる。

教諭一種免許取得に必要な履修科目」の第6セメスター(※)以降の科目を履修することができない。

③ 第6セメスターまでに所定の単位(別表「養護教諭一種免許取得に必要な履修科目」のうち第6セメスター(※)までの単位)を未修得の者は、「基礎看護学臨床実習(養護)」を履修することができない。

④ 第6セメスターまでに所定の単位(別表「養護教諭一種免許取得に必要な履修科目」のうち第6セメスターまでの単位)を未修得の者は、第7セメスターの「養護実習」、「養護実習指導論」を履修することができない。

⑤ 第7セメスターまでに所定の単位(別表「養護教諭一種免許取得に必要な履修科目」のうち第7セメスターまでの単位)を未修得の者は、第8セメスターの「教職実践演習(養護教諭)」を履修することができない。

ただし、第6セメスター開講の「教職に関する科目」は除く。

7 再履修について

不合格科目は、再履修が原則であるが当該科目の担当教員(兼任教員を含む。)の指導によるものとする。

8 特別試験について

この取扱い2及び3により次学年の授業科目の履修を許可した場合、広島大学歯学部細則教育課程表(別表第2)の授業科目のうち当該不合格科目について、学期末に特別試験を実施し、成績評価を行う。成績評価は可又は不可とする。なお、第5セメスターの科目については、特別試験を行わない。

なお、各科目の特別試験は原則として年1回のみ実施する。

9 その他

広島大学歯学部細則教育課程表(別表第2)の授業科目の試験において、不正行為のあった者については、厳しく処分を行う。

○外国の研修機関における語学研修の単位認定に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、本学の学生が外国の研修機関において語学研修のため短期留学(私費の場合も含む。)した場合の単位認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(外国の研修機関)

第2条 外国の研修機関は大学、大学附属施設又は本学部において認めた機関とする。

(単位認定の手続)

第3条 単位の認定を受けようとする学生は、研修機関、研修内容、研修期間について、事前に教授会の承認を得なければならない。

第4条 単位の認定を受けようとする学生は、別に定める評価依頼状及び評価表により、当該研修機関に対し評価を依頼するものとする。

第5条 単位の認定を受けようとする学生は、帰国後1か月以内に、所定の用紙に評価表を添えて単位の認定を願ひ出るものとする。
(単位の認定)

第6条 本学部が教育上有益と認めるときは、外国の研修機関における語学研修を、教授会の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えうるものとする。

第7条 認定できる単位数は、4単位までとする。

(研修の総時間数)

第8条 研修の総時間数は、最低30時間を満たさなくてはならない。

○広島大学歯学部細則に基づく追試験、再試験及び特別試験の取扱い

1 この取扱いは、広島大学歯学部細則(平成16年7月28日学部長決裁)の規定に基づき、広島大学歯学部における追試験及び再試験に関し必要な事項を定めるものとする。

2 追試験について

追試験の受験回数は1回とし、当該学生が受けることができなかつた事由が消滅した後、すみやかに当該授業主(又は責任)担当教員に届け出ること。届出があつたものに対しては、追試験を行うことがある。追試験が認められた場合、当該授業主(又は責任)担当教員がその方法及び期日(ただし、次のセメスター開始まで)について定め、実施するものとする。

なお、追試験を受験した場合の授業科目の成績評価は、秀、優、良、可及び不可の5段階とする。

3 再試験について

再試験の受験回数は原則として1回とし、当該授業主(又は責任)担当教員がその方法及び期日について定め、あらかじめ歯学部長室会議で定めた期日までに行うものとする。

なお、再試験を受験した場合の授業科目の成績評価は、可及び不可の2段階とする。

4 再試験及び追試験に対する追試験について

再試験及び追試験に対する追試験は行わない。

ただし、再試験及び追試験実施日に、広島大学歯学部細則に記載する事項が成立する場合は認めることがある(実施手続は上記2項に準ずる。)

5 試験期間について

科目試験(定期試験)は、次の期間に行う。

原則、講義最終日の翌週まで

追試験・再試験は、次の期間に行う。

前期：原則8月中のあらかじめ学部長室会議で定めた期日まで

後期：原則2月中のあらかじめ学部長室会議で定めた期日まで

6 特別試験について

広島大学歯学部教育課程の履修方法について定めた条件を満たした場合は、特別試験を行う。

歯学科においては、学年末(原則3月中のあらかじめ学部長室会議で定めた期日まで)に行う。

口腔健康科学科においては、第2学年、第3学年の前期末(原則9月上旬のあらかじめ学部長室会議で定めた期日まで)に行う。

特別試験の実施については、当該授業主(又は責任)担当教員がその方法及び期日について定める。特別試験に対する追試験・再試験は行わない。

○学生の課外活動に関わる授業及び試験の取扱いについて

- 第1 課外活動のため、専門教育科目の授業又は試験の欠席を許可することがある。
- 第2 授業又は試験を欠席しようとする学生は、当該課外活動の顧問教員又はチューター
の許可を得た上で、当該授業科目の担当教員(以下「担当教員」という。)に事前にその
旨を申し出る。
- 第3 担当教員は、申し出に基づき当該学生の欠席の可否について判断する。ただし、実
習科目については、原則として欠席を認めない。
- 第4 欠席した授業は、レポート又は補講等の代替措置により出席扱いとすることができ
る。
- 第5 試験の欠席を認めた場合は、追試験により対処する。
- 第6 当該学生は、欠席の理由となった課外活動の終了後、速やかにその活動概要につい
て担当教員へ報告する。
- 第7 課外活動のための授業及び試験の日時変更は、原則として行わない。

○学会等に学部学生が出席する場合の取扱いについて

- 第1 学部学生が、教育活動の一環として学会等に出席する場合は、この取扱いによるも
のととする。
- 第2 指導教員は当該学生を引率し、裁量権をもつ公的資金で当該学生の交通費及び宿泊
費を負担するものとする。
- 第3 原則として当該学生本人が筆頭発表者又は演者として学会等で発表する場合に限り、
授業の欠席を許可することがある。
- 第4 第3において授業を欠席させる場合は、指導教員が欠席する授業の担当教員に事前
にその旨を説明し、内諾を得るものとする。
- 第5 欠席した授業は、レポート又は補講等の代替措置により、授業の担当教員の判断で
出席扱いとすることができる。
- 第6 授業を欠席した場合は、学会等終了後速やかにその活動概要について担当教員へ報
告する。

○歯学部講義室等の使用について

(趣旨)

第1 この取扱いには、歯学部次の講義室等の使用に必要事項を定めるものとする。

- (1) 講義室(1, 2, 3, 4, 5, 6, 大)
- (2) 実習室(1, 2, 3, 4)
- (3) デンタルスキスラボ(1, 2, 3, 4)
- (4) チュートリアル室(11, 12, 13, 14, 21, 22, 31, 32, 41, 42)
- (5) ミーティングルーム(1, 2, 3, 4)
- (6) ダイバーシティエリア
- (7) 多目的室
- (8) グループ学習室(1, 2, 3, 4, 5, 6)
- (9) 更衣室(207, 208, 2005, 2006)

2 前項第1号から第5号までの施設は教員が使用することを基本とする。前項第6号から第9号までの施設は学生が使用することを基本とする。

(使用時間)

- 第2 教員が講義室等を使用できる時間は平日午前7時30分から午後10時までとする。
- 2 学生が前条第1項第8号及び9号に定める施設を使用できる時間は平日午前7時30分から午後10時まで、前条第1項第6号に定める施設を使用できる時間は平日午前7時30分から午後6時30分までとする。ただし、清掃時間帯は退去する。学生が前条第1項第1号から5号に定める施設を無断で使用することは許可しない。ただし、学部長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

3 前条第7号の施設の使用時間等は、別に定める。

(使用手続)

第3 教員が講義室等を使用する場合は、事前に震地区運営支援部学生支援グループ(以下「担当窓口」という。)に電話等で使用状況を確認し予約する。

2 学会・研究会等で学外者が参加して使用する場合は、2週間前までに広島大学施設等一時使用申請書を担当窓口へ提出し許可を得る。

(鍵の授受)

第4 講義室等の解錠及び施錠は使用者が行う。ただし、授業期の講義室については平日午前7時30分から午後6時30分の間は解錠及び施錠を要しない。

2 講義室等の鍵は震地区運営支援部総務グループで保管し、使用者の申し出によりその都度貸与する。ただし、職員の勤務時間外に使用する場合は鍵の授受は、防災センターとする。

(使用の取消等)

第5 すでに使用の許可を得ていた場合も、公的行事等で当該場所の使用の必要が生じた場合は、使用条件の変更又は使用許可の取り消すことがある。

(遵守事項)

第6 使用条件は次のとおりとする。

- (1) 使用目的以外で使用した場合は、以後の使用は許可しない。
- (2) 故意又は過失により施設・備品等を破損、汚損又は紛失した時は、その損害を弁償しなければならない。
- (3) 講義室等の使用後は消灯及び清掃を行い、現状復帰すること。現状復帰が行われなかった場合は、以後の使用を許可しない。室内に放置された私物は廃棄する。
- (4) 第1項第6号から9号に定める施設は清掃業者による清掃を毎日行う。清掃時間帯には、全員室内から退去する。指定場所以外に放置された私物は定期的に廃棄する。第1項第1号から5号に定める施設については、清掃業者による清掃を定期的にを行う。
- (5) 講義室等での水分補給は、蓋付容器に入った飲料以外は許可しない。講義室等での食事は許可しない。第1項第1号及び6号に定める施設における授業時間外の飲食は許可する。
- (6) 本規則を遵守しない者、管理者の指示に従わない者は、以後の使用を許可しない。

○歯学部期末試験実施要項

1 試験期日について

試験は、原則として学期末に行うものとする。ただし、必要がある場合には臨時にこれをを行うことができるものとする。

2 試験実施について

- (1) 学生証を机の上に置いて受験すること。
学生証を持参していない場合は受験できないので、学生支援室で受験証明書を発行してもらおうこと。
- (2) 監督者は、試験開始後、受験者の確認を行うものとする。
- (3) 試験時間の3分の1以上遅刻した場合は、受験を認めない。
- (4) 試験開始後30分経過するまでは、退室できない。
- (5) 答案用紙は、試験室外へ持ち出すことはできない。
- (6) 試験時間中は、他の受験者に迷惑のかからないようにすること。

3 試験監督者について

- (1) 原則として当該授業担当教員が監督を行うものとする。
- (2) 受験者の数に応じ、適宜試験監督者を定めて監督を行うものとする。

4 不正行為について

- (1) 期末試験において不正行為を行った場合は、今期履修している全ての専門的教育科目の評価を「不可」とするとともに、広島大学学生懲戒指針（平成11年5月11日制定）に基づき懲戒処分を行う。
- (2) 不正行為の疑義がある場合は、複数の監督者で確認する。確認の結果、不正行為と判断される場合は、その受験者の受験を直ちに取り止めさせ、退出させるものとする。
- (3) 監督者は、試験終了後、受験者本人との間で不正行為にかかわる事実関係を確認するものとする。その際、当該授業科目の担当教員は必ずこの作業に加わるものとする。
- (4) 監督者は、受験者が不正行為の事実を認めた場合、受験者の学生番号、氏名、不正行為の態様・時間及び監督者の取った措置等を作成（以下「確認書」という。）し、当該受験者に確認させた上で署名させるものとする。
- (5) 当該授業科目の担当教員は、当該不正行為について、確認書により歯学部長へ報告するものとする。
- (6) 歯学部長室会議において不正行為が確認された場合は、当該学生の当該期に受講している全ての専門的授業科目の評価を不可とする。

放送大学との単位互換について（申合せ）

歯学部が、放送大学で履修した授業科目、及び履修した単位を以下のとおり取り扱う。

1. 履修できる授業科目の範囲について

放送大学で開講されるすべての授業科目の履修を認める。

2. 認定単位数について

放送大学で履修した単位は既修得単位の一部と見なし、認定できる単位数は「広島大学歯学部細則第14条に基づく歯学科又は口腔健康科学科における既修得単位等の認定の取扱い」を適用する。ただし、語学の認定単位数は1単位として認定し（放送大学は2単位）、単位認定の申請は随時可能とする。

歯学部生の東千田キャンパス開設授業科目の受講について

○広島大学歯学部学位授与の判定基準及び卒業論文の評価基準

- 1 広島大学歯学部では、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)に基づき、学士の学位審査を行い、適当と認められる者に対して、学士(歯学)又は学士(口腔健康科学)の学位を授与する。
- 2 口腔健康科学科における卒業論文の評価は、次に定める評価基準に基づいて評価するとともに、関連する科目の成績評価基準に含める。
(卒業論文の評価基準)
- 3 論文の審査項目
 - (1) 当該専門領域における学士としての基礎的知識を修得しており、問題を把握し解明する基本的な能力を身につけているか。
 - (2) テーマの設定が学士として妥当なものであり、論文作成にあたっての問題意識が明確であるか。
 - (3) 論文の記述(本文、図、表、引用など)が適切であり、結論に至るまで論理構成になっており、論理的に妥当な結論が導かれているか。
 - (4) 設定したテーマに際して、適切な調査・実験方法、あるいは論証方法を採用し、それに則って具体的な分析・考察がなされているか。

対象学部・学科	夜間授業時間帯に開設する授業科目		昼間授業時間帯に開設する授業科目	備考
	外国語科目	外国語科目以外の 教養教育科目		
歯学部 全学科 1年次生	不可	不可	可	
全学科 2年次生以上	可	可	可	

(注1) 可は、当該科目を受講できることを示す。

(注2) 転学部生については、2年次生と同じ扱いとする。

(注3) 学生への指示(ガイダンス)は当該学部で行う。

(注4) 平成28年度から適用する。

○広島大学歯学部共用試験歯学系 CBT に関する申合せ

第1条 この申合せは、本学部の共用試験歯学系 CBT(以下「CBT」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 CBT 本試験の IRT 標準スコアが 480 未満の者は、CBT 再試験を受験するものとする。

第3条 CBT 再試験の IRT 標準スコアが 480 未満の者は、総合歯科医療学の単位を与えない。

第4条 第2条にかかわらず、スチューデントデデンティスト認定トライアル期間においては、第2条に該当し、また CBT 本試験の正答率が 70%未満の者のみ再試験の対象とする。

第5条 第3条にかかわらず、スチューデントデデンティスト認定トライアル期間においては、第3条に該当し、また CBT 再試験の正答率が 70%未満の者には総合歯科医療学の単位を与えない。

○広島大学歯学部共用試験歯学系 OSCE に関する申合せ

1 この申合せは、本学部の共用試験歯学系 OSCE(以下「OSCE」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

2 OSCE の得点率が 60%未満又は概略評定 3 点未満の者は、再教育を行う。

3 再教育の結果が不合格の者は、総合歯科医療学の単位を与えない。

成績評価に対する異議申立制度について

本学では、厳正な成績評価に努めていますが、学生への説明責任を果たすことを通じて、成績評価の厳正さを高めるため、成績評価に対する異議申立制度を設けています。申立てを行う場合は、次の手順に従ってください。ただし、理由・根拠が不十分な申立てには対応できませんので注意してください。

- 1. 申立手続**
別紙の「成績評価に対する異議申立書」に必要事項を記入し、学業成績証明書を添付の上、該当科目の開講学部・研究科等の担当事務窓口（以下の「4. 担当事務窓口一覧」を参照）に異議申立てを行ってください。
- 2. 申立期間**
各学部・研究科等が定める当該科目の正式な成績発表日から次のチームの履修登録期間終了日までを原則とします。
- 3. 申立への回答**
原則 1ヶ月もみじの掲示板で回答しますので、確認を怠らないようにしてください。なお、申立日から2週間以内に回答がない場合は、担当事務にご連絡ください。
- 4. 担当事務窓口一覧**
 - (1) 教養教育科目**
 - ・教育推進グループ 教養教育担当 【総合科学部事務棟 1F】
 - ・東千田地区支援室（学生支援担当）

※法学部・経済学部夜間主コースの学生は東千田地区支援室（学生支援担当）に申し出ること。

(2) 専門教育科目

該当科目の開講学部／研究科等	担当事務窓口
総合科学部／総合科学部研究科	総合科学部研究科支援室（学生支援担当）
文学部／文学研究科	文学部研究科支援室（学生支援担当）
教育学部／特別支援教育特別専攻科 ／教育学研究科	教育学部研究科支援室（学生支援担当）
法学部・経済学部 星間コース	社会科学部研究科支援室（学生支援担当）
社会科学部研究科 （マネジメント専攻を除く）	
法学部・経済学部 夜間主コース	東千田地区支援室（学生支援担当）
社会科学部研究科 マネジメント専攻	
理学部／理学研究科	理学部研究科支援室（学生支援担当）
先端物質科学研究科	先端物質科学研究科支援室（学生支援担当）
医学部	霞地区学生支援グループ 医学部担当
歯学部	霞地区学生支援グループ 歯学部担当
薬学部	霞地区学生支援グループ 薬学部担当
医歯薬保健学研究科	霞地区学生支援グループ 大学院担当
工学部／工学研究科	工学部研究科支援室（学生支援担当）
生物生産学部／生物圏科学研究科	生物圏科学研究科支援室（学生支援担当）
国際協力研究科	国際協力研究科支援室（学生支援担当）
法務研究科	東千田地区支援室（学生支援担当）
国際センター	国際交流グループ 【学生プラザ3F】
上記に該当しない専門教育科目 ※1	教育推進グループ 学士課程・大学院課程担当 【学生プラザ3F】

※1 特定プログラムや大学院共通授業科目など、国際センター以外のセンター等が開講する専門教育科目を示す。

○講座配属制のマッチング方法と学生発表会について

歯学科コース制は、これまで「最先端歯学研究コース」と「臨床歯科医学コース」の2コース選択となっていました。研究教育のさらなる充実のため平成31年度から新しいシステムになります。

これまでは「最先端歯学研究コース」と「臨床歯科医学コース」に分かれた上で、さらに基礎系研究室、臨床系研究室のうち1つに配属されていましたが、新システムでは2コース選択とせず、最初から全研究室のうちいずれか1つに所属します。これにより、配属研究室の選択が簡略化されるとともに、1つの研究室で一貫した研究を行えるようになります。

従来、「臨床歯科医学コース」のみで行われていた臨床歯科医学総合演習及び各種特論は、全員を対象に行います。一方、「臨床歯科医学コース」の各演習・実習科目は、配属された研究室でそれぞれ特徴のある教育として受けていただくこととなります。

1 講座配属制のマッチング方法について

- (1) 歯学研究特論(3年 第1及び第2チーム)で制度の説明及び全研究室の講義を行う。
- (2) 各研究室は受入れ可能最大人数及び国際歯学コース学生のThesis研究の受入れが可能かを提出(原則最少1名とする。)
- (3) 学生同士で協議して行き先研究室を決定
- (4) 室会議、教授会の順に承認

2 学生発表会について

- (1) 口頭発表及びポスター発表(2会場)で進行
- (2) 1グループ2～3人で発表
- (3) 座長は世話講座教授で輪番制とする。

別紙

成績評価に対する異議申立書

所属学部・研究科等名称	申立日：平成 年 月 日
学生番号	
氏名	

以下の授業科目の成績評価について異議申立てを行います。

開講年度	講義コード
開講学部・研究科等	
授業科目名	
授業担当教員名	
現在の成績評価	
申立内容・理由	

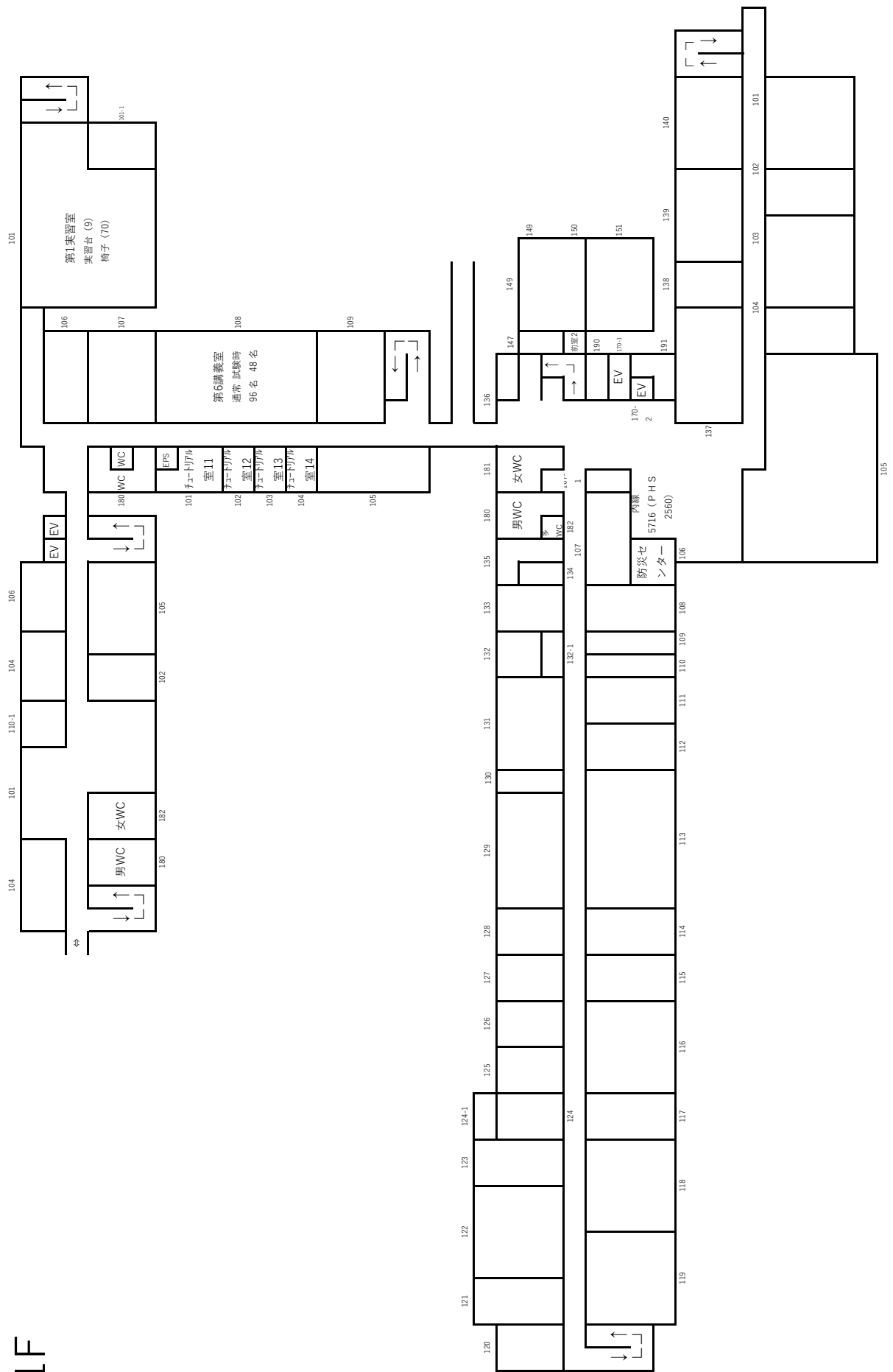
- ※ 本申立書と併せて学業成績証明書提出すること。
- ※ 回答は、原則Myもみじの個人掲示により連絡する。
- ※ 申立日から2週間以内に回答がない場合は、該当の担当事務窓口へ連絡すること。

III 諸 規 則

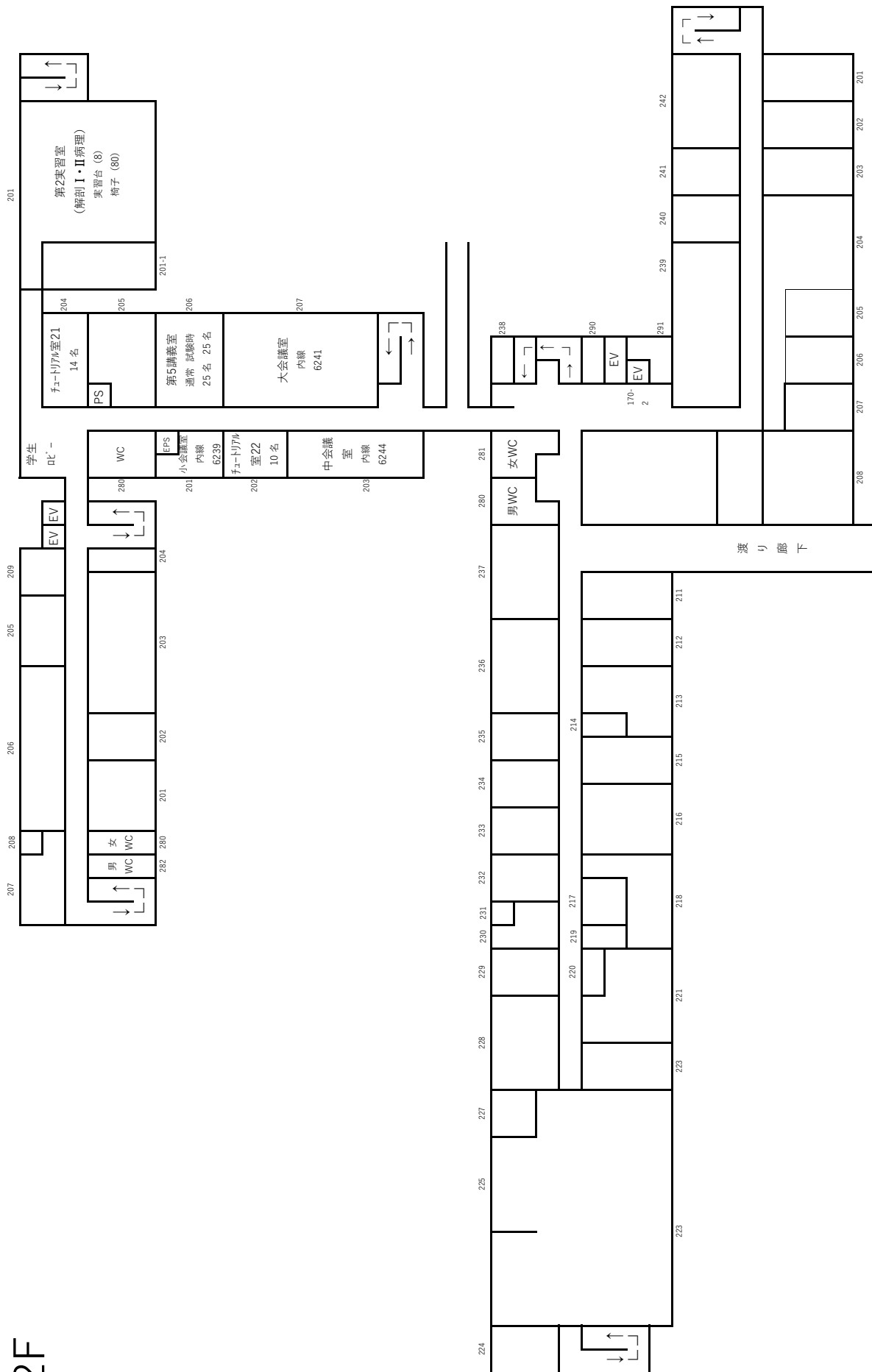
IV 教員・配置図

氏名	克之 香西智恵子 光畑 泰正 入江 優子 岩本 法子 新里 薫 榎井 銘子	職名	教授 准教授 助教 助教 助教 助教 助教	所属・配属	大学院医系科学研究科(歯) 大学院医系科学研究科(歯) 大学院医系科学研究科(歯) 大学院医系科学研究科(歯) 大学院医系科学研究科(歯) 病院(歯) 病院(歯)	講座等	(歯学)小児歯科学 (歯学)小児歯科学 (歯学)小児歯科学 (歯学)小児歯科学 小児歯科 小児歯科
	入松 正浩 清水 慶隆 土井 充 向井 明広 吉田 充広 大槻 香葉	教授 助教 助教 助教 講師 助教	大学院医系科学研究科(歯) 大学院医系科学研究科(歯) 大学院医系科学研究科(歯) 大学院医系科学研究科(歯) 病院(歯) 病院(歯)	(歯学)歯科麻酔学 (歯学)歯科麻酔学 (歯学)歯科麻酔学 (歯学)歯科麻酔学 歯科麻酔科 歯科麻酔科			
	太田 耕司 重石 英生 野宗 万壽 前原 朝子	教授 講師 講師 助教	大学院医系科学研究科(歯) 大学院医系科学研究科(歯) 大学院医系科学研究科(歯) 大学院医系科学研究科(歯)	(歯学)公衆口腔保健学 (歯学)公衆口腔保健学 (歯学)公衆口腔保健学 (歯学)公衆口腔保健学			
	内藤 真理子 鶴田 瑠伊子 西村 瑠美 衫山 謙 丸見 礼子 倉脇 田布子	教授 助教 助教 特任教授 特任助教 特任助教	大学院医系科学研究科(歯) 大学院医系科学研究科(歯) 大学院医系科学研究科(歯) 大学院医系科学研究科(歯) 大学院医系科学研究科(歯) 大学院医系科学研究科(歯)	(歯学)口腔保健疫学 (歯学)口腔保健疫学 (歯学)口腔保健疫学 (歯学)口腔保健疫学 (歯学)口腔保健疫学 (歯学)口腔保健疫学			
	竹本 俊伸 松本 厚枝 仁井谷 善恵	教授 講師 助教	大学院医系科学研究科(歯) 大学院医系科学研究科(歯) 大学院医系科学研究科(歯)	(歯学)口腔保健管理学 (歯学)口腔保健管理学 (歯学)口腔保健管理学			
	加来 真人 下江 幸司	教授 准教授	大学院医系科学研究科(歯) 大学院医系科学研究科(歯)	(歯学)生体構造・機能修復学 (歯学)生体構造・機能修復学			
	村山 長 峯 裕一	教授 講師	大学院医系科学研究科(歯) 大学院医系科学研究科(歯)	(歯学)医療システム工学 (歯学)医療システム工学			
	二川 浩樹 田地 豪 笹原 妃佐子	教授 准教授 講師	大学院医系科学研究科(歯) 大学院医系科学研究科(歯) 大学院医系科学研究科(歯)	(歯学)口腔生物工学 (歯学)口腔生物工学 (歯学)口腔生物工学			
	加藤 文紀 林 綴江	助教 助教	大学院医系科学研究科(歯) 大学院医系科学研究科(歯)	医系科学研究科(歯) 医系科学研究科(歯)			
	岡 広子	特任講師	大学院医系科学研究科(歯)	(歯学)附属死因研究明教育研究センター			
	河口 浩之 大林 泰二 西 裕美 宗永 修一	教授 助教 助教 助教	病院(歯) 病院(歯) 病院(歯) 病院(歯)	口腔総合診療科 口腔総合診療科 口腔総合診療科 口腔総合診療科			
	岡田 芳幸 尾田 友紀	教授 助教	病院(歯) 病院(歯)	障害者歯科 障害者歯科			
	小川 郁子 北川 雅恵 新谷 智章	講師 助教 助教	病院口腔検査センター 病院口腔検査センター 病院口腔検査センター	口腔検査センター 口腔検査センター 口腔検査センター			
	日野 孝宗	講師	病院(歯)	広島大学歯科診療所			
	田中 武志	助教	病院地域連携歯科医療部	医療情報室			

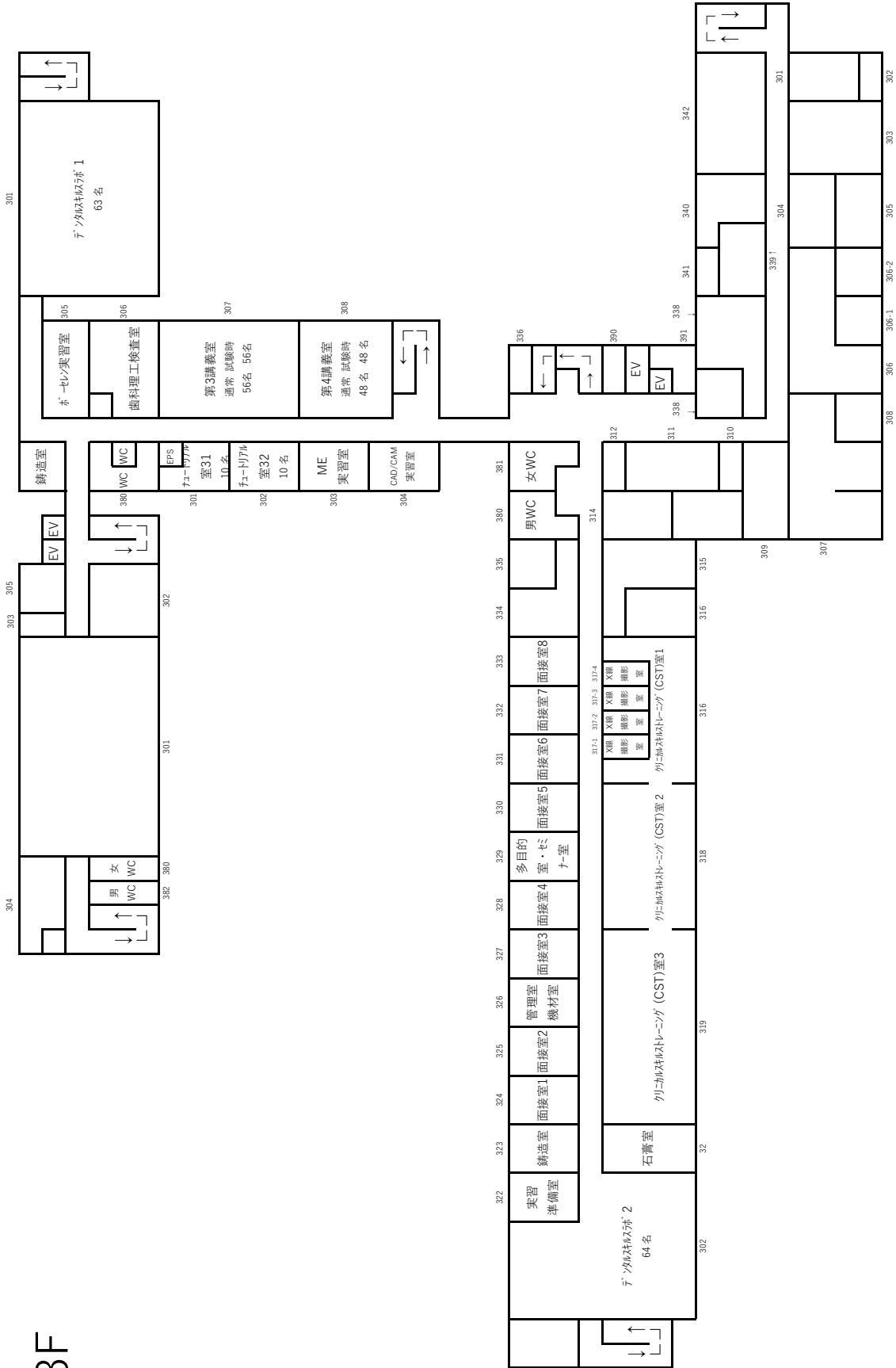
1F



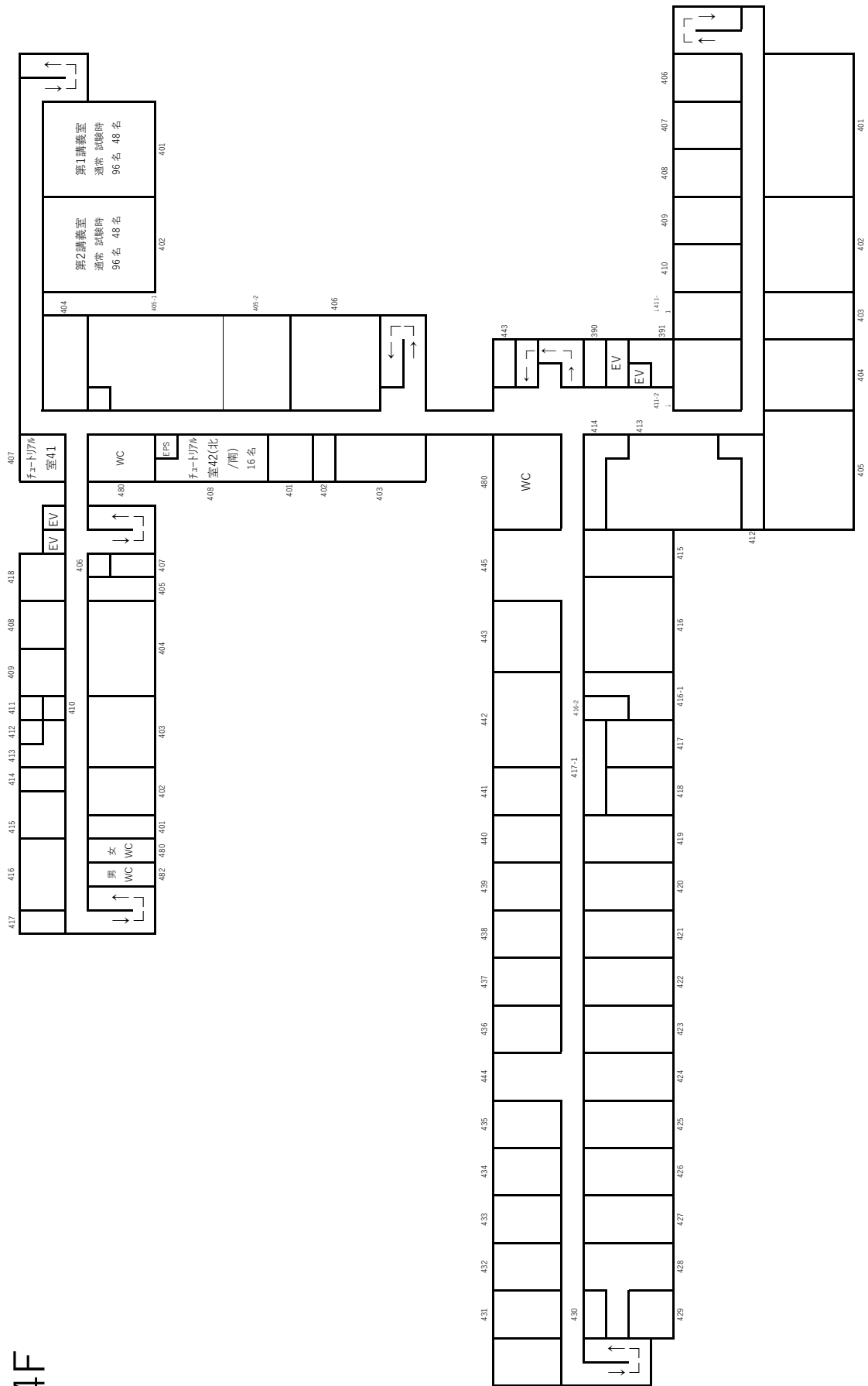
2F



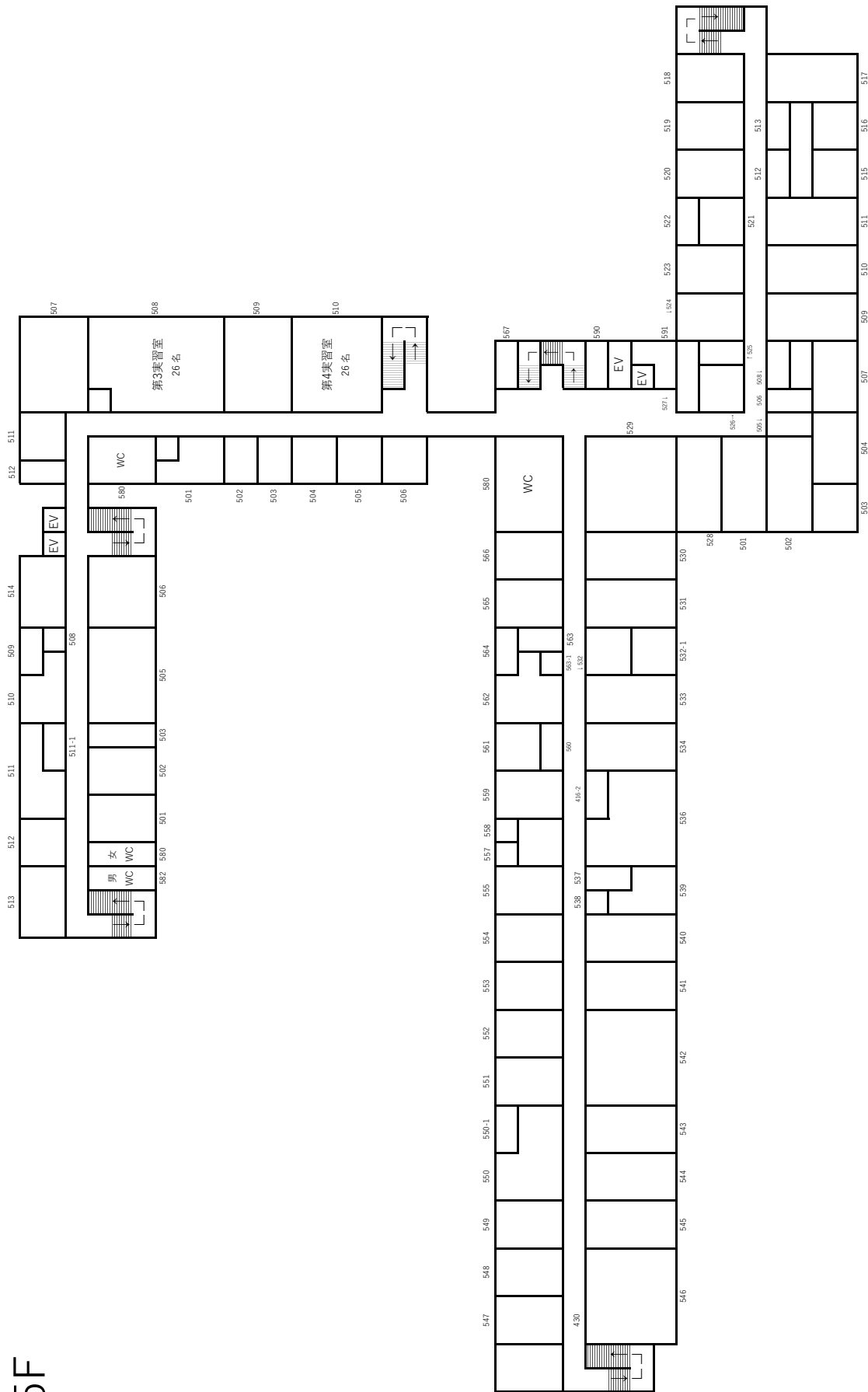
3F



4F



5F





広島大学学章

緑の色地は更生する清新な生命を代表し、中央の学章はフェニックスの葉を図案化したものである。

これは、エジプト神話に出てくる霊長フェニックスが、500年生きるとその巣に火をつけ、自分の身を焼き灰の中から新たな生命をもって蘇えるといわれる不死鳥であることになぞらえ、原子爆弾で廃墟となった広島市に新たに生まれた本学を象徴した。

